

政策評価調書(政策評価体系図)

所管名: 内閣府所管(組織)消費者庁

<記載例2>

23年度成立予算における政策評価体系図 【基本(実施)計画(22年10月策定)】(注3)	
上位レベル (注1, 2)	
中位レベル (注1, 2)	
下位レベル (注1, 2)	
1. 消費者政策	
1.消費者政策の推進	
(1)消費者の利益の擁護及び増進のための政策の調整	
(2)消費者行政の基本的政策等の企画・立案・推進	
(3)個人情報保護に関する施策の推進	
(4)財産分野の消費者情報に関する集約・分析・提供	
(5)地方消費者行政の推進	
(6)消費者の安全確保のための施策の推進	
(7)消費者取引対策の推進	
(8)物価対策の推進	
(9)消費者表示対策の推進	
(10)食品表示対策の推進	

24年度概算要求における政策評価体系図 【基本(実施)計画(23年10月策定(予定))】(注4)		政策評価 調書番号
上位レベル		/
中位レベル		/
下位レベル		/
1. 消費者政策		
1.消費者政策の推進		①
(1)消費者の利益の擁護及び増進のための政策の調整		①-1
(2)消費者の利益の擁護及び増進のための政策の企画・立案・推進		①-2
(3)個人情報保護に関する施策の推進		①-3
(4)一元的な消費者情報の集約、分析		①-4
(5)地方消費者行政、消費者教育の推進		①-5
(6)消費者の安全確保のための施策の推進		①-6
(7)消費者取引対策の推進		①-7
(8)物価対策の推進		①-8
(9)消費者表示対策の推進		①-9
(10)食品表示対策の推進		①-⑩

政策評価調書(政策評価体系と概算要求書の対応表)

所管:内閣府		会計: 一般会計		組織又は勘定:		消費者庁											
政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書		1													
		(項)	(事項)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)				
	×	消費者庁共通費															
		消費者庁一般行政に必要な経費(主要経費 95)															
①	●	消費者政策費															
		消費者政策に必要な経費(主要経費 95)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
①	◆	独立行政法人国民生活センター運営費															
		独立行政法人国民生活センター運営費交付金に必要な経費		◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆
①	●	東日本大震災復旧・復興消費者政策費															
		東日本大震災復旧・復興消費者政策に必要な経費(主要経費 95)		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。
 ●については政策評価の対象となっているもの
 ◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの
 ×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名		消費者政策の推進		評価方式	実績	番号	①
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度概算要求額	
予算 の 状 況	当初予算（千円）		1,813,841	1,832,118	1,891,469		2,338,896
			<0>	<0>	<0>		<0>
	補正予算（千円）		△ 95,524	△ 28,244	0		
			<0>	<0>	<0>		
	繰越し等（千円）		0	0			
	計（千円）		1,718,317	1,803,874			
			<0>	<0>			
	執行額（千円）		525,186	945,930			
			<0>	<0>			
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法		(別添) 平成22年度政策評価書に記載のため省略					
政策評価結果を受けて改善すべき点		定められた目標を確実に達成できるよう、今後、より一層の質の向上を図りつつ、業務の効率化にも努めていく。					
政策評価結果の予算概算要求等への反映状況		個別票3に記載のため省略					

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	消費者政策の推進					番号	①			(千円)
	予 算 科 目					予 算 額		政策評価結果の反映による見直し額合計		
	整理番号	会計	組織/勘定	項	事項	23年度 当初予算額	24年度 概算要求額			
対応表において●となっているもの	A	1	一般	消費者庁	消費者政策費	消費者政策に必要な経費	1,891,469	2,338,896	△ 115,609	
	A	2	一般	消費者庁	東日本大震災復旧・復興消費者政策費	東日本大震災復旧・復興消費者政策に必要な経費		831,194		
	A	3								
	A	4								
	小計						1,891,469	3,170,090	△ 115,609	
対応表において◆となっているもの	B	1	一般	消費者庁	独立行政法人国民生活センター運営費	独立行政法人国民生活センター運営費交付金に必要な経費	3,143,540	2,834,832		
	B	2								
	B	3								
	B	4								
	小計						3,143,540	2,834,832		
対応表において○となっているもの	C	1					<	>	<	>
	C	2					<	>	<	>
	C	3					<	>	<	>
	C	4					<	>	<	>
	小計							の内数		の内数
対応表において◇となっているもの	D	1					<	>	<	>
	D	2					<	>	<	>
	D	3					<	>	<	>
	D	4					<	>	<	>
	小計							の内数		の内数
合計						5,035,009	6,004,922	-115,609		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	消費者政策の推進			番号	①	(千円)	
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			23年度当初予算額	24年度概算要求額	増減		
消費者安全推進経費	A	1	20,177	22,904	2,727	△ 9,047	政策評価結果を踏まえ、「消費者事故の防止のためのリスクコミュニケーションについて全国的周知活動展開」事業のうち、「消費者事故の防止に資する開発資料作成及びファシリテーター派遣」に必要な予算を重点的に要求する一方、「消費者事故の防止のための意見交換会」経費について経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。
消費者の安全確保のための施策の推進	A	1	43,188	22,128	△ 21,060	△ 21,060	政策評価結果を踏まえ、安全に関する情報分析・調査経費のうち、医療機関ネットワークの運営等に係る経費について経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。
特定商品取引適正化推進等経費	A	1	352,633	282,131	△ 70,502	△ 70,502	政策評価結果を踏まえ、特定商取引法の執行、電子商取引モニタリング等事業、特定商取引適正化事業等について経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。
食品表示適正化推進等経費	A	1	269,215	216,658	△ 52,557	△ 15,000	政策評価結果を踏まえ、消費者団体等の連絡会の他事業との整理、食品表示に関する実態把握調査及び食品表示に関する違反等調査の積算の見直し等を行い予算の減額要求を行った。
合計						△ 115,609	

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-①)

施策名	消費者の利益の擁護及び増進のための政策の調整					
施策の概要	消費者庁が司令塔としての機能を十分に発揮するよう、消費者庁内及び関係行政機関の政策の調整を図る。具体的には、消費者政策担当課長会議などの既存の枠組みの活用や、具体的な事案に応じた関係省庁・機関の会議の設置により、情報共有や機動的な対応を促進する。					
達成すべき目標	消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換、協議等を行うため、関係省庁による連絡会議を機動的に開催するなど、消費者の利益の擁護及び増進の観点から、関係行政機関の調整を行い、消費者の立場に立った政策を推進する。					
施策の予算額 執行額等	区分	21年度*	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算 (a)	17,672	9,882	233,042	88,932
		補正予算 (b)	0	0	0	0
		繰越し等 (c)	0	0	0	0
		合計 (a+b+c)	17,672	9,882	0	0
執行額 (千円)		3,107	27,943	0	0	
施策に関する 内閣の重要政策	名称	年月日	関係部分 (抜粋)			
	消費者基本計画 (閣議決定)	平成22年3月30日	施策番号3, 6, 7, 9, 23, 43, 46, 60, 61, 137, 153, 171			

*消費者庁は平成21年9月に設置 (平成21年度は7ヶ月間)

消費者基本計画該当施策等	測定指標 (個々の事業の実績)			
消費者基本計画 施策番号3番 消費者被害の発生・拡大を防止し、消費生活の安全を確保するための省庁横断的な緊急の対応が必要な場合には、緊急時における国の対処の在り方等に関する要綱に基づき対処します。	緊急時の対応	施策の進捗状況 (実績)		23年度以降の目標
		21年度*	22年度	
		(対応すべき局面が発生せず)	東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故に際しては、原子力災害特別措置法に基づき、内閣総理大臣を本部長とする原子力災害対策本部の下で、関係省庁一丸となって対応している。消費者庁も政府の一員として、消費者への分かりやすい情報発信等に努めているところ。	
年度ごとの目標	緊急時には適切な対応を行う。	緊急時には適切な対応を行う。	引き続き、実施する。	
消費者基本計画 施策番号6番 PIONEER等で収集される情報を分析することによって、消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、注意喚起や商品テスト情報の提供をタイムリーに行います。	消費者安全法第15条第1項に基づく注意喚起件数	実績値		23年度以降の目標
		21年度*	22年度	
		-	1件	
		実績値		
		21年度*	22年度	
13件	30件	引き続き消費者被害の発生の動向を常時的確に把握し、注意喚起や商品テスト情報の提供を、タイムリーに行う。		
年度ごとの目標	適時適切に情報提供等を実施	適時適切に情報提供等を実施		

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-①)

		施策の進捗状況（実績）		23年度以降の目標
		21年度*	22年度	
<p>消費者基本計画 施策番号7番</p> <p>リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。</p>	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・リコール情報を提供するサイトの改善を進め、引き続き消費者への分かりやすい情報提供に取り組む。 ・効果的にリコール情報を周知するシステムの構築に向けた研究開発に取り組む。
	年度ごとの目標	—	—	
<p>消費者基本計画 施策番号9番</p> <p>子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開します。また、子どもに対するライターの使用の安全対策を検討します。</p>	「子どもを事故から守る！プロジェクト」の携帯サイト及びPCサイトの開設	—	<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもを事故から守る！プロジェクト」の携帯サイト及びPCサイトを開設（9月） ・サイトにおいて、子どもの年齢（月齢）ごとに起こりやすい事故及びその予防に関する情報並びに関係省庁、地方公共団体、学校等の子どもの事故防止に関する先進的な取組事例等を紹介。 	引き続き子どもの事故防止に向けた取組を実施する。
	年度ごとの目標	—	夏を目途に、「子どもを事故から守る！プロジェクト」の携帯サイト及びPCサイトを開設する。	
	メール配信サービス「子ども安全メール from消費者庁」	—	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの思わぬ事故を防ぐための注意点や豆知識を毎週1回配信（9月以降） ・配信回数：28回 ・登録者数：6,222件（3月31日時点） 	
年度ごとの目標	—	子どもの安全に係る情報を保護者や関係者へ提供する。		
<p>消費者基本計画 施策番号23番</p> <p>リスク評価機関の機能強化や、リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」について、関係省庁の連携の下、検討を行います。</p>	関係省庁の連携の下での検討	—	未検討	リスク評価機関の機能強化については、そのための取組を継続的に実施する。リスク管理機関を一元化した「食品安全庁」については、関係省庁の連携の下、検討を行う。
	年度ごとの目標	—	平成22年度以降検討を開始する。	

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-①)

測定指標	消費者基本計画 施策番号43番	法令の執行及び公表の 状況を調査	施策の進捗状況（実績）		23年度以降の目標
			21年度*	22年度	
			—	内閣府消費者委員会ヒアリングにおいて報告・公表（11月）	
年度ごとの目標	—	法令の執行及び公表の状況を調査する。			
測定指標	消費者基本計画 施策番号46番	「多重債務問題改善プログラム」の着実な実施及び「借り手の目線に立った10の方策」の推進	施策の進捗状況（実績）		23年度以降の目標
			21年度*	22年度	
			—	<ul style="list-style-type: none"> ・「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」に参加（13回）、「借り手の目線に立った10の方策」がとりまとめられた（4月）。 ・「借り手の目線に立った10の方策」等に基づき、金融庁等とともに「あなたは大丈夫？キャンペーン」（平成22年5月1日～平成23年6月30日）を実施し、①全国の消費生活センターに金融庁作成のQ&Aの送付（22年5月）②キャンペーン期間中に寄せられた多重債務相談の集計（22年5月～）③新橋駅前における街頭啓発活動の実施（22年6月）④「ストップ！クレジットカード現金化」キャンペーン（22年12月～）等を行った。 ・改正貸金業法フォーアアップチームに参加（4回）、関係機関と情報共有。 	
年度ごとの目標	—	「多重債務問題改善プログラム」の着実な実施及び「借り手の目線に立った10の方策」の推進			
測定指標	消費者基本計画 施策番号60番	注意喚起・普及啓発・情報提供の強化	施策の進捗状況（実績）		23年度以降の目標
			21年度*	22年度	
			「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」を設置し、詐欺的商法による消費者被害の発生・拡大の防止を図るために緊急に取り組むべき総合的な対応策を取りまとめた。	事業者の名寄せ等の情報集約・共有、社名公表を伴う消費者への注意喚起、消費者月間や政府広報を通じた普及啓発等、積極的に施策を実施。	
年度ごとの目標	—	「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」の取りまとめ（平成22年3月19日）に盛り込まれた施策を着実に実施。			
測定指標	消費者基本計画 施策番号60番	未公開株の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締りまでを一貫してかつ迅速に行う体制を構築して、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャンネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。特に、無登録業者による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、警察等関係行政機関との情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。	施策の進捗状況（実績）		23年度以降の目標
			21年度*	22年度	
			「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」を設置し、詐欺的商法による消費者被害の発生・拡大の防止を図るために緊急に取り組むべき総合的な対応策を取りまとめた。	事業者の名寄せ等の情報集約・共有、社名公表を伴う消費者への注意喚起、消費者月間や政府広報を通じた普及啓発等、積極的に施策を実施。	
年度ごとの目標	—	「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」の取りまとめ（平成22年3月19日）に盛り込まれた施策を着実に実施。			

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-①)

		21年度*		22年度	23年度以降の目標
<p>消費者基本計画 施策番号61番</p> <p>いわゆる「マルチ取引」に関する苦情相談の実態を踏まえ効果的な対応策について検討します。</p>	マルチ取引への対応策の検討	—	過去の事例を情報収集し、対応策の検討に着手（具体策を得るにはさらなる検討が必要）。	引き続き検討する。	
	年度ごとの目標	—	対応策の検討		
<p>消費者基本計画 施策番号137番</p> <p>消費者政策担当課長会議等について、消費者政策の推進等について密接な連絡、情報交換等を行うほか、消費者問題への速かつ的確な対応を図る観点から機動的に開催します。</p>	各種関係課長会議の開催等の開催を通じた密接な連絡・情報交換	<ul style="list-style-type: none"> 消費者政策担当課長会議2回 この他、特定事項に関し次のとおり会議を開催 エコナ関連製品に関する関係省庁等担当課長会議1回 トランス脂肪酸に係る情報の収集・提供に関する関係省庁等担当課長会議3回 新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム2回 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者政策担当課長会議を1回開催。 パワーウィンドによる挟込み事故検討会を3回開催。 （個別事案に応じて関係省庁が集中的に議論する場を設けることに重点を置き、その他特定事項について関係省庁との連絡会議を随時開催） 	引き続き消費者政策担当課長会議等を機動的に開催する。	
	年度ごとの目標	4回程度開催する。	引き続き消費者政策担当課長会議等を機動的に開催する。		
<p>消費者基本計画 施策番号153番</p> <p>インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題に関して、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保の在り方について、事業者や行政の国際的な動向や対応も踏まえて総合的な検討を行います。</p>	「インターネット消費者取引研究会」における検討	—	<ul style="list-style-type: none"> 「インターネット取引に係る消費者の安全・安心に向けた取組について」を取りまとめ、公表（3月） 翌年度以降の新たな取組方針を設定 	<p>今後は、「インターネット消費者取引研究会」の取りまとめに盛り込まれた、以下の重点事項を着実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 決済代行業者の名称、連絡先などの分かりやすい表示の仕組みの整備 ② インターネット取引に係る事業者が守るべき表示の留意事項の提示 ③ 広告表示に対するネット上の監視活動の強化 ④ 越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けた各国消費者相談窓口間のネットワークの構築 ⑤ 関係事業者、消費者団体等の参加する「インターネット取引連絡会」の運営 	
	年度ごとの目標	—	「インターネット消費者取引研究会」における検討		

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-①)

			施策の進捗状況（実績）		23年度以降の目標
			21年度*	22年度	
消費者基本計画 施策番号171番 越境電子商取引の普及に伴って発生する日本の消費者と外国の事業者の間又は日本の事業者と外国の消費者の間の電子商取引のトラブルについて、諸外国と連携しつつ、その内容の分析、有効な解決手法の検討等を行います。	越境電子商取引トラブルの解決手法の検討	—	—	「越境取引における消費者トラブルの解決に向けた国際的取組に関する調査」を実施、海外における相談体制野の状況を把握（9月以降）。	引き続き、二国間会議、UNCITRALの作業部会も活用し、越境電子商取引のトラブル解決の在り方について、検討を行う。特に、越境取引に関する消費者トラブルの解決に向けて、各国消費者相談窓口間のネットワークを構築するための取組を実施する。
	年度ごとの目標	—	—	日本の消費者と外国の事業者間又は日本の事業者と外国の消費者間の電子商取引のトラブルの解決手法について、国際的な議論の動向（国連国際諸取引法委員会（UNCITRAL）の作業部会の動向等）も踏まえ、検討を行う。	

*消費者庁は平成21年9月に設置（平成21年度は7ヶ月間）

施策に関する 評価結果	1 目標の達成状況の分析 消費者基本計画の工程表に示された平成22年度の実施予定その他の消費者の利益の擁護及び増進に資する施策の着実な実施に当たり、平素の密接な情報交換・連絡から関係機関連絡会議の開催まで、施策に応じて関係機関と機動的に連携し、消費者の立場に立った政策を推進した。
	2 各観点からの検討 (1) 必要性 消費者の利益の擁護及び増進のため、政策の調整等が必要な施策に積極的に取り組む必要がある。 (2) 効率性 消費者基本計画等に盛り込まれた様々な施策の実施に当たり、概ねどの施策についても限られた資源の中で一定の効果をあげられるよう努めた。 (3) 有効性 消費者基本計画の工程表に示された平成22年度の実施予定を、関係機関等との連携の下、おおむね着実に実施し、消費者の利益の擁護及び増進を図ることに資することができた。 とりわけ、インターネット消費者取引研究会、財産分野の消費者事故等情報や悪質商法についての注意喚起等においては、22年度に関係機関とも連携しながら予定。 (4) 優先性 本項目内の各施策間の優先性について、限られた人的資源の中でどのように優先順位付けをして戦略的に取り組んでいくかが目下の課題。 (5) 関係課空間の連携 本政策項目内の施策の実施に当たり、関係機関・行政庁・課室の連携を行わなかった施策はない。
	3 総合的な評価 1に記載のとおり、さまざまな施策の実施に取り組んだ。
	4 課題と今後の取組方針 引き続き、消費者の利益の擁護及び増進のため、消費者基本計画に定められた施策その他様々な政策課題に対し、関係機関との連携を積極的に図りながら取り組む。 ただし、限られた資源の中で取り組む施策の優先性を考慮し、特にインターネット消費者取引や財産分野における悪質商法に関する注意喚起等、課題が具体化しつつある政策課題については、一層本格的に取り組むべく、24年度機構定員・予算要求を行っていく。

学識経験を有する者の知見の活用	○消費者庁参与会にて、有識者（参与）の意見を聴取（平成23年9月15日） （意見）（施策番号9について、）「子どもを事故から守る！プロジェクト」の取組は、子どもに関する様々なネットワークを活用して情報伝達してほしい。また、将来的には各ネットワークでの普及状況を調べるなど、効果を検証すべきではないか。 ⇒（対応方針）今後も、様々な機会や手段を活用して取組について情報提供を進める予定。 （意見）（施策番号6に関連して、この施策番号に限られないが、）消費者庁の役割は、基礎資料を集め悪質事業者を公表して注意喚起を行うことだけでなく、消費者にとって望ましい仕組みを考え、その実現のために関係省庁と連携を呼びかけることもあるのではないか。 ⇒（対応方針）現在展開中のインターネット消費者取引に関する取組のように、今後も、望ましい消費者取引の在り方の検討も含め、様々な消費者政策の推進に取り組んでいく。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	消費者政策課	作成責任者名	総括担当 稲葉 久美子	政策評価実施時期	平成23年9月
-------	--------	--------	-------------	----------	---------

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-②)

施策名	消費者行政の基本的政策等の企画・立案・推進					
施策の概要	消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するため、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画・立案・推進等を行う。					
達成すべき目標	消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策を企画・立案・推進することにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資する。					
施策の予算額 執行額等	区分	21年度*	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算 (a)	240,224	214,813	184,539	286,932
		補正予算 (b)	0	0	0	
		繰越し等 (c)	0	0	0	
		合計 (a+b+c)	240,224	214,813	184,539	
執行額 (千円)	106,901	109,754				
施策に関する 内閣の重要政策	名称	年月日	関係部分 (抜粋)			
	消費者行政推進基本計画 (閣議決定)	平成20年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> 消費者教育や(中略)国際的な連携連携(消費者被害に関する各国間の情報ネットワークの構築等)などに取り組む。 被害者救済のための法的措置の検討を進める。 			
	消費者基本計画 (閣議決定)	平成22年3月30日	施策番号20, 38, 42, 87, 88, 89, 90, 91, 94, 96, 97, 105, 108, 109, 110, 127, 128, 130, 135, 136, 168, 169, 170			

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

消費者基本計画該当施策等	測定指標(個々の事業の実績)			23年度以降の目標
	施策の進捗状況(実績)	21年度*	22年度	
消費者基本計画 施策番号20番 食品安全基本法第21条第1項に規定する「基本的事項」を内閣府及び消費者庁における所要の体制整備を図った上で改定し、それに基づいて、食品の安全性の確保のために必要な措置を講じます。		「基本的事項」の改定に向けた検討	—	・関係府省庁が連携、協力して「基本的事項」改定のための議論をする場を作った。
	年度ごとの目標	—	・所要の体制の整備、「基本的事項」の改定の検討	
	消費者基本計画 施策番号38番 製造物責任法に関連する裁判例及び裁判外紛争解決事例について、消費者庁は、関係省庁・関係機関の協力体制を整備して収集を行い、これを整理して取りまとめ、消費者庁ウェブサイト等で公表します。	判例、製造物責任法に基づき提訴された訴訟等の情報の収集・公表	実績値	
21年度*			22年度	
判例の収集・公表件数				
—		4件	引き続き、消費者庁と国民生活センターが連携し、判例等を収集し、公表していく。	
訴訟情報の収集・公表件数				
—	3件			
年度ごとの目標	—	判例等の整理・公表		

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-②)

		実績値		23年度以降の目標	
		21年度*	22年度		
<p>消費者基本計画 施策番号42番</p> <p>消費者契約法に関し、消費者契約に関する情報提供、不招請勧誘の規制、適合性原則を含め、インターネット取引の普及を踏まえつつ、消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の在り方について、民法（債権関係）改正の議論と連携して検討します。また、消費者団体訴訟制度における差止訴訟の対象について、適格消費者団体による活用状況を踏まえつつ、その拡大について、関係省庁の協力を得て検討します。</p>	法制審議会民法部会（債権関係）への出席	全6回中計4回 （出席依頼があった第3回以降。積極的に発言を行った。）	全19回中19回 （毎回積極的に発言を行った。）	<p>引き続き、民法改正議論と連携した消費者契約の不当勧誘・不当条項の在り方や差止請求の拡大について検討する。</p>	
	有識者等へのヒアリング	—	3回		
	適格消費者団体へのヒアリング	—	2回		
	年度ごとの目標	—	・民法改正の議論との連携 ・消費者契約に関する裁判例、消費生活相談事例の収集・分析 ・消費者契約の不当勧誘・不当条項規制の問題点の把握		
<p>消費者基本計画 施策番号87番</p> <p>消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議においては、社会教育における指針を各省庁で共有し普及させるなど施策の推進を図るとともに、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、関係省庁が作成する消費者教育用教材や取組等の体系化を推進します。また、消費者教育に関する法制の整備について検討を行います。</p>	消費者教育推進会議の開催	—	本会議1回 テーマ別会合2回	<p>引き続き、「消費者教育推進会議」を開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立する。平成23年度は、平成22年度に開催した会議及びテーマ別会合における課題等の整理を行い、24年度に23年度に整理した課題や体制の検討を本格に行えるようにする。また、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、消費者教育教材や取組等の体系化を推進する。</p>	
	年度ごとの目標	—	消費者教育推進会議を開催し、消費者教育を体系的に進める体制を確立		
<p>消費者基本計画 施策番号88番</p> <p>関係行政機関等で作成された消費者教育関連の教材及び実践事例等に関する情報等を集約したポータルサイトを拡充し、消費者教育に関する情報と知見の共有を進めます。</p>	消費者教育ポータルサイトの運営	296教材 （サイト開設）	150教材	<p>今後も引き続き、消費者教育に関する情報と意見の共有化を目指して、消費者教育ポータルサイトの適切な運用を行っていく。</p>	
		機能拡充回数	（サイト開設）		1回
		新コーナー設置回数	（サイト開設）		1回
	年度ごとの目標	—	平成22年度前半に、機能拡充・新コーナー設置を行うとともに、平成22年度末を目途に提供教材拡充を行う。		
<p>消費者基本計画 施策番号89番</p> <p>消費者教育効果の測定手法や先進的教育手法等について、消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から検討を行います。</p>	先進的教育手法・効果測定手法等についての検討	—	・研究授業の実施：21時間 ・研究者等による検討委員会の開催：3回	<p>今後も、継続して、消費者教育効果の測定手法や先進的教育手法等について、消費者教育を効率的・効果的に実施していく観点から検討を行う。</p>	
	年度ごとの目標	—	消費者教育の先進的教育手法・効果測定手法等について検討（中学校）		

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-②)

		施策の進捗状況（実績）		23年度以降の目標
		21年度*	22年度	
<p>消費者基本計画 施策番号90番</p> <p>消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進します。</p>	<p>消費者教育推進体制整備の促進に関する文部科学省との連携</p>	—	<p>・文部科学省が実施した地方公共団体における教育委員会と消費者行政担当部局との連携状況等の調査の結果について、共有が得られた。</p> <p>・文部科学省が開催した「消費者教育フェスタ（消費者教育に関する研究協議会）」において講演し、消費者教育に係る連携の推進を促した。</p>	<p>引き続き、文部科学省と密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進する。</p>
	<p>年度ごとの目標</p>	—	<p>・推進体制の整備促進のため、文部科学省において実施する、地方公共団体における教育委員会と消費者行政担当部局との連携状況等の調査結果について共有を図る。</p> <p>・文部科学省が開催する消費者教育に関する研究協議会において、連携の推進を促す。</p>	
<p>消費者基本計画 施策番号91番</p> <p>学校教育及び社会教育における消費者教育の推進方策について検討を行うとともに、大学及び社会教育において消費者教育を行う際の指針を作成します。</p>	<p>文部科学省が開催する有識者会議「消費者教育推進委員会」への参画</p>	—	<p>委員会：4回 部会：大学部会4回、社会教育部会4回 （指針の作成に協力）</p>	<p>23年度以降の目標</p> <p>指針の普及・啓発を継続的に実施する。</p>
	<p>年度ごとの目標</p>	—	<p>学校教育・社会教育における消費者教育の推進方策についての検討を行い、検討結果に基づき、「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を平成23年3月に作成。</p>	
<p>消費者基本計画 施策番号94番</p> <p>新学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、それぞれの機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等については、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育に対する支援を行います。</p>	<p>文部科学省や教育委員会との連携及び外部の専門家などの協力により副読本・教材を作成</p>	—	<p>・外部専門家を委員とする「教材作成委員会」の開催：5回 ・副読本・教材作成：4教材</p>	<p>23年度以降の目標</p> <p>今後も、文部科学省と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、新学習指導要領の内容を反映した副読本を作成し、学校における消費者教育に対する支援を行う。</p>
	<p>年度ごとの目標</p>	—	<p>新学習指導要領の内容を反映した中学生向け副教材を、文部科学省との連携・外部専門家の協力により作成する。</p>	
<p>消費者基本計画 施策番号96番</p> <p>それぞれの機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。</p>	<p>教材の作成・配布</p>	—	<p>226,000部 （高齢者の消費者トラブル見守りガイドブック）</p>	<p>23年度以降の目標</p> <p>今後も継続して、地域における消費者教育の推進を行う。</p>
	<p>年度ごとの目標</p>	—	<p>消費者教育用教材の作成・配布等、地域における消費者教育の推進を行う。</p>	

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-②)

		施策の進捗状況（実績）		23年度以降の目標
		21年度*	22年度	
消費者基本計画 施策番号97番 教育関係者、消費者団体・NPO、企業・事業者団体等の多様な主体の参画・連携による消費者教育のための連携の場を創設するとともに、連携の際の役割分担や取組手法について検討し、その成果を全国的に情報提供します。	多様な主体の参画・連携による連携の場の創設、連携の際の役割分担や取組手法についての検討	—	下記の構成により、「消費者教育推進会議」を開催 ・会長：内閣府副大臣 ・副会長：文部科学省政務官 ・委員：17名（消費者団体・NPO、学識経験者、事業者団体、教育関係者、労働関係等） ・行政委員・幹事：15府省庁	消費者教育推進会議の取りまとめを行い、その内容を踏まえ、継続して、多様な主体の連携による消費者教育を推進することに資する施策を進めていく。
	年度ごとの目標	—	・連携の場を創設する。 ・連携の際の役割分担や取組手法の検討を行う。	
消費者基本計画 施策番号105番 国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進します。	普及啓発パンフレットの配布	—	実績値 22年度 部数 300部 (食品表示関連)	引き続き、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進する。
	年度ごとの目標	—	食品の安全性・栄養・食習慣などについての正確な情報提供等の推進	
消費者基本計画 施策番号108番 審議会委員の選任に当たっては、当該審議会の性格等に応じて、生活者・消費者を代表する委員の選任に努めます。	生活者・消費者を代表する委員の選任の促進	3月末の各府省庁等の現況を把握。	・関係省庁に対し、審議会の性格等に応じて生活者・消費者を代表する委員の選任に努めるよう依頼。 ・3月末の各府省庁等の現況を把握。	関係府省庁における審議会委員の選任状況を把握し、関係府省庁の取組のフォローアップを行う。
	年度ごとの目標	—	平成22年3月末現在の各府省庁等の現況を把握。関係省庁に対し、審議会の性格等に応じて生活者・消費者を代表する委員の選任に努めるよう依頼。	
測定指標	消費者がアクセスしやすい公益通報者保護制度相談ダイヤルの運営	実績値		23年度以降の目標
		21年度*	22年度	
	一ヶ月当たりの受付件数			
	約63.5件	約93.8件		
消費者基本計画 施策番号109番 消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。	消費者がアクセスしやすい個人情報保護法質問ダイヤルの運営	実績値		引き続き消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備する。
		21年度*	22年度	
一ヶ月当たりの受付件数				
約274件	約305件			
年度ごとの目標	消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施	消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備を継続的に実施		

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-②)

		施策の進捗状況(実績)		23年度以降の目標
		21年度*	22年度	
		研究会等の開催回数等		
<p>消費者基本計画 施策番号110番</p> <p>加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をなくし、被害者を救済するための制度について、いわゆる父権訴訟、適格消費者団体による損害賠償等団体訴訟制度、課徴金制度の活用を含めた幅広い検討を加え、消費者委員会の意見を聞きながら、必要な措置を講じます。</p>	研究会の開催、報告書の公表、内閣府消費者被害救済制度専門調査会への出席及び資料等の提供、行政による経済的不利益賦課制度及び財産保全制度の検討	<ul style="list-style-type: none"> 「集团的消費者被害救済制度研究会」の開催：7回(9月に報告書を公表) 専門調査会への出席及び資料提供：9回 「財産の隠匿・散逸防止策及び行政による経済的不利益賦課制度に関する検討チーム」：5回 	<ul style="list-style-type: none"> 「集团的消費者被害救済制度研究会」の開催：6回 	平成23年夏を目途に結論を得た上、当該結論を踏まえ、法制化に向けた検討を行う。
	年度ごとの目標	有識者等による研究会を開催し、論点整理に向けた検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年夏を目途に論点整理を行う。 平成23年夏を目途に制度の詳細を含めた結論を得るべく適切に検討を行う。 	
<p>消費者基本計画 施策番号127番</p> <p>適格消費者団体による差止請求関係業務の遂行に必要な資金の確保、情報面における支援措置その他の適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講じます。</p>	適格消費者団体や有識者等の関係者からのヒアリング	—	<ul style="list-style-type: none"> 適格消費者団体：9回(上記の他、有識者及び国民生活センターからもヒアリングを実施) 	引き続き、適格消費者団体等からヒアリングを行い、その結果を踏まえ、具体的な支援策について検討する。
	年度ごとの目標	—	適格消費者団体に対する支援の在り方について見直しのための現状把握及び有識者からのヒアリング等	
<p>消費者基本計画 施策番号128番</p> <p>地域において適格消費者団体が設立され適切に運営されるように、また、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、消費者団体訴訟制度の周知・広報及び説明を行うほか、適格消費者団体が業務を円滑に実施できるよう、国民生活センター等の有する消費生活相談情報の提供や、判決等の公表・周知を通じた情報面での支援等を実施します。また、制度が濫用・悪用されないよう適格消費者団体の認定及び監督を適正に行います。</p>	パンフレットの作成・配布	<p>実績値</p> <p>21年度* 128,500部</p> <p>22年度 111,850部</p>	<p>21年度*</p> <p>22年度</p> <p>消費者団体訴訟制度パンフレット配布部数</p>	引き続き消費者団体訴訟制度の周知・広報、適格消費者団体への情報面での支援、適格消費者団体の認定・監督を適正に行う。
	年度ごとの目標	パンフレット等を通じた消費者団体訴訟制度の周知・広報	パンフレット等を通じた消費者団体訴訟制度の周知・広報	
	適格消費者団体の差止訴訟に係る判決等の公表	<p>実績値</p> <p>21年度* 6件</p> <p>22年度 6件</p>	<p>21年度*</p> <p>22年度</p> <p>回数</p>	
	年度ごとの目標	情報面での支援等	情報面での支援等	
	適格消費者団体に対する調査・事情聴取の実施	<p>実績値</p> <p>21年度* 8件</p> <p>22年度 9件</p>	<p>21年度*</p> <p>22年度</p> <p>回数</p>	
	年度ごとの目標	適格消費者団体を常時、適切に監督	適格消費者団体を常時、適切に監督	
	適格消費者団体に対する認定・更新に係る申請を受けてからの適正な処理	<p>実績値</p> <p>21年度* 認定1件(全申請)</p> <p>22年度 認定1件、更新5件(全申請)</p>	<p>21年度*</p> <p>22年度</p> <p>標準処理期間内に処分した申請件数</p>	
	年度ごとの目標	適格消費者団体を適正に認定	適格消費者団体を適正に認定	

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-②)

		実績値		23年度以降の目標	
		21年度*	22年度		
<p>消費者基本計画 施策番号130番</p> <p>公益通報者保護法について、説明会の実施等による法の周知・啓発を引き続き図り、事業者や行政機関における公益通報窓口の整備等を促進します。また、消費者委員会における検討を踏まえ、公益通報者保護法附則第2条の規定に従い、公益通報者保護の視点から、公益通報者保護法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。</p>	<p>公益通報者保護法説明会の開催</p>	回数	5回	<p>引き続き説明会等の実施や広報資料の配布等によって、公益通報者保護法の周知・啓発、通報・相談窓口の整備等の促進に努める。</p>	
		参加者数	566名		
		「有益であった」等と回答した出席者の割合	91.3%		
		回数	5回		
		参加者数	426名		
		「有意義であった」等と回答した出席者の割合	90.0%		
	<p>行政機関職員向け公益通報研修会の開催</p>	実績値	21年度*		22年度
		回数	1回		5回
		参加者数	115名		426名
		「有意義であった」等と回答した出席者の割合	88.0%		90.0%
<p>通報・相談窓口の整備等の促進</p>	実績値	21年度*	22年度		
	行政機関における窓口設置率	府省庁：100% 都道府県：100% 市区町村：40.1%	府省庁：100% 都道府県：100% 市区町村：44.7%		
	年度ごとの目標	説明会等を実施し、公益通報窓口の整備等を促進する。	説明会等を実施し、公益通報窓口の整備等を促進する。		
<p>内閣府消費者委員会（専門調査会）の検討を踏まえた法の施行状況についての検討</p>	実績値	21年度*	22年度		
	専門調査会への出席及び資料等の提供	—	8回		
	年度ごとの目標	—	消費者委員会の検討を踏まえ、公益通報者保護法の施行状況について検討する。		
<p>消費者基本計画 施策番号135番</p> <p>消費者を主役とした行政に向けて国家公務員に対し、消費生活センター等における窓口業務を体験する研修の実施を図ります。</p>	<p>消費生活センター、国民生活センター、日本司法支援センター、公共職業安定所等の協力を得、本府省審議官級への昇任者を対象に、窓口業務を体験する研修を実施</p>	実績値	21年度*	22年度	<p>引き続き、着実に研修を実施する。また、研修の成果が、参加者以外の職員にも共有されるよう工夫していく。</p>
		回数	5回	5回	
		参加者数	97名	66名	
		「有益」と回答した参加者の割合	90.7%	92.4%	
		「満足」と回答した参加者の割合	92.8%	97.0%	
		年度ごとの目標	国家公務員向けの消費生活センター等における窓口業務を体験する研修を試行的に実施。	国家公務員向けの消費生活センター等における窓口業務を体験する研修を実施。	
	<p>関係機関への依頼、消費生活相談窓口の周知</p>	施策の進捗状況（実績）	21年度*	22年度	
		—	厚生労働省に対し、労働者等からの相談を受け付ける窓口における「消費者ホットライン」の周知等を文書で依頼。		
<p>消費者基本計画 施策番号136番</p> <p>労働相談など他の相談機関においても、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を案内できるような取組を進めます。</p>	<p>関係機関への依頼、消費生活相談窓口の周知</p>	年度ごとの目標	—	関係省庁に対し、労働相談窓口などへの消費生活相談窓口の周知を依頼。	

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-②)

消費者基本計画 施策番号168番	CCP関連会議への参加 (CCP本会合等)	実績値		23年度以降の目標
		21年度*	22年度	
OECD消費者政策委員会 (CCP)において、加盟国における消費者問題の解決制度の現状比較、現在進められている製品安全に関する情報共有の取組等、幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画します。	年度ごとの目標	回数		引き続き、OECD会合及び関連作業グループ会合等における幅広い消費者問題に関する検討に積極的に参画する。
		3回	6回	
消費者基本計画 施策番号169番	政策対話・協議及び消費者政策に関するフォーラムへの出席	実績値		23年度以降の目標
		21年度*	22年度	
地域間・二国間における消費者問題について、日中韓の政策対話の実施等を通じ、国際的な連携の強化を図ります。	各国からの照会・ヒアリング等への対応	回数		引き続き、日中韓等の地域間・二国間での政策対話の実施等を通じた国際的な連携強化を図る。
		—	2回 (日中韓消費者政策協議会等)	
年度ごとの目標	・地域間・二国間における消費者問題について、国際的な連携の強化を図る。	実績値		引き続き、日中韓等の地域間・二国間での政策対話の実施等を通じた国際的な連携強化を図る。
		21年度*	22年度	
ICPEN関連会議への参加	ICPEN関連プロジェクトへの参加	対応数(国数)		引き続き、ICPEN等を通じた法執行機関の国際的な連携強化に取り組む。
		7カ国	5カ国	
「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク」(ICPEN)等を通じて、法執行機関の国際的な連携の強化を図ります。併せて、国際的な消費者トラブル事例を収集する「eConsumer.gov 日本語サイト」を充実し、関係国の執行機関との間で情報を共有します。	年度ごとの目標	参加プロジェクト		引き続き、ICPEN等を通じた法執行機関の国際的な連携強化として、「インターネット点検キャンペーン」活動、「詐欺防止月間」プロジェクト等へ参加する。 ・関係国の執行機関との間の情報共有を行うため、「eConsumer.gov 日本語サイト」の充実化を行う。
		「インターネット点検キャンペーン」プロジェクト	「インターネット点検キャンペーン」プロジェクト	
ICPEN関連プロジェクトへの参加	ICPEN関連プロジェクトへの参加	実績値		23年度以降の目標
		21年度*	22年度	
「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク」(ICPEN)等を通じて、法執行機関の国際的な連携の強化を図ります。併せて、国際的な消費者トラブル事例を収集する「eConsumer.gov 日本語サイト」を充実し、関係国の執行機関との間で情報を共有します。	年度ごとの目標	回数		引き続き、ICPEN等を通じた法執行機関の国際的な連携強化に取り組む。
		1回 (本会合)	1回 (本会合)	
ICPEN関連プロジェクトへの参加	ICPEN関連プロジェクトへの参加	施策の進捗状況(実績)		引き続き、ICPEN等を通じた法執行機関の国際的な連携強化に取り組む。
		21年度*	22年度	
「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク」(ICPEN)等を通じて、法執行機関の国際的な連携の強化を図ります。併せて、国際的な消費者トラブル事例を収集する「eConsumer.gov 日本語サイト」を充実し、関係国の執行機関との間で情報を共有します。	年度ごとの目標	参加プロジェクト		引き続き、ICPEN等を通じた法執行機関の国際的な連携強化として、「インターネット点検キャンペーン」活動、「詐欺防止月間」プロジェクト等へ参加する。 ・関係国の執行機関との間の情報共有を行うため、「eConsumer.gov 日本語サイト」の充実化を行う。
		「インターネット点検キャンペーン」プロジェクト	「インターネット点検キャンペーン」プロジェクト	

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-②)

施策に関する 評価結果	1 目標の達成状況の分析 消費者基本計画の工程表に示された平成22年度の実施予定をおおむね達成できた。				
	2 各観点からの検討 (1) 必要性 消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するため、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策並びに消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画・立案・推進等を行う必要がある。 (2) 効率性 行政事業レビュー一点検結果（平成21年度）も踏まえながら、消費者基本計画に盛り込まれた施策の実施について、コスト縮減など効率的な取組を行うよう努めた。 (3) 有効性 消費者基本計画の工程表に示された平成22年度の実施予定をおおむね達成しており、消費者団体訴訟制度における事業者の不当な行為に対する差止請求権の行使等を通じた消費者被害の未然防止・拡大防止、公益通報者保護制度を通じた事業者の不当行為の是正・抑止、消費者教育を通じた消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保、国際的な連携の強化による一層の情報共有などの点から、消費者の利益の擁護及び増進を有効に図ることができた。				
	3 総合的な評価 消費者基本計画の取りまとめ担当課として、工程の明確化（「工程表」の公表）を行い、具体的施策の実施状況に関する検証・評価の結果を毎年見直しに反映させるという新たなプロセスを取り入れながら、計画に掲げられた各施策の着実な実施を促すなど、平成23年度における同計画の改定につなげた。担当する各具体的施策についても、上述のとおり、工程表に示された実施予定に基づき着実に実施し、次年度以降の基本的な政策の企画・立案・推進につなげた。 これらにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資するための取組を行うことができた。				
	4 課題と今後の取組方針 消費者基本計画の「平成22年度における具体的施策の実施状況に関する検証及び評価の結果」（平成23年7月閣議決定）を踏まえ、今後も、引き続き、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けた取組を行う。 具体的には、消費者庁及び消費者委員会設置法附則に掲げられた集団的消費者被害救済制度及び適格消費者団体への支援の在り方について検討を深めるほか、公益通報者保護制度の推進（消費者委員会の意見への対応を含む）、消費者教育、国際的な連携の推進などに更に取り組んでいく。				
学識経験を有する者の知見の活用	<p>○消費者基本計画の平成 22 年度の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しについての意見（平成23年6月10日内閣府消費者委員会）（別紙1参照）</p> <p>○公益通報者保護専門調査会報告（平成23年2月18日）及び公益通報者保護制度の見直しについての意見（平成23年3月11日内閣府消費者委員会）（別紙2及び別紙3参照）</p> <p>○集団的消費者被害救済制度専門調査会における調査審議 同専門調査会における調査審議の内容については、下記URL参照。 http://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/shudan/</p> <p>○消費者庁参与会にて、有識者（参与）の意見を聴取（平成23年9月15日） （意見）施策番号90番について、消費者庁が自治体と協力して情報提供を積極的に行うべきではないか。 ⇒（対応方針）協力の方策の検討も含め、引き続き取組を進める。 （意見）施策番号110番について、消費者団体との連携をさらに積極的に行うべきではないか。 ⇒（対応方針）消費者団体等の意見も聴きながら、法制化に向けた検討を行う。</p>				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—				
担当部局名	消費者制度課	作成責任者名	総括担当 佐藤 正直	政策評価実施時期	平成23年9月

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-③)

施策名	個人情報保護に関する施策の推進					
施策の概要	誰もが安心して高度情報通信社会の便益を享受するための制度的基盤である「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)の円滑な遂行のため、関係行政機関、地方公共団体と密接に連携しつつ法制度の普及・定着を図るとともに、個人情報保護法制度の国際的な協調を図り、我が国の制度について国際的な理解を深めるための取組を実施。					
達成すべき目標	個人情報保護に関する施策の推進により、個人の権利利益を保護し、国民が安心してICT(情報通信技術)の利便を享受できる社会の実現を目指す。具体的には、内閣府消費者委員会で行われる個人情報保護法見直しの検討に協力し、消費者委員会の検討結果を踏まえ必要な措置を実施。					
施策の予算額 執行額等	区分	21年度*	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	60,910	50,972	42,592	31,568
		補正予算(b)	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	60,910	50,972	42,592	
執行額(千円)	18,006	25,029				
施策に関する 内閣の重要政策	名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	消費者基本計画 (閣議決定)	平成22年3月30日	施策番号165, 166			

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

測定指標	消費者基本計画該当施策等	測定指標(個々の事業の実績)			
	消費者基本計画 施策番号165番 「個人情報の保護に関する基本方針」に基づき、法制度の周知徹底、苦情の円滑な処理推進等を図ります。	個人情報保護法制度の内容等に関する啓発事業 (個人情報保護制度に対する理解・浸透の向上)	実績値		23年度以降の目標
			21年度*	22年度	
			パンフレット配布部数	リーフレット配布部数	
			10万部	40万部	
			法の施行状況に関する報告の配布部数		
			3000部 (11月公表)	3000部 (8月公表)	
			説明会・講演会の参加者数		
			約3,300人	約3,100人	
	説明会・講演会のアンケートの肯定的評価の割合				
87%	90%				
年度ごとの目標	法制度の理解・浸透の向上。	個人情報保護法説明会の内容面での更なる充実。			
消費者基本計画 施策番号166番 個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討します。	内閣府消費者委員会個人情報保護専門調査会の開催	実績値		23年度以降の目標	
		21年度*	22年度		
		開催回数			
	—	4回			
年度ごとの目標	消費者委員会で行われる個人情報保護法見直しの検討に協力し、その審議の結果を踏まえ検討。		引き続き、消費者委員会で行われる個人情報保護法見直しの検討に協力し、その審議の結果を踏まえ検討する。		

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

1 目標の達成状況の分析	<p>個人情報保護制度に対する理解・浸透の向上を図るために、リーフレットの配布、法の施行状況(平成21年度)の概要の公表・配布、個人情報保護法説明会の開催を行った。リーフレットについては40万部印刷し、地方公共団体や消費生活センター等に配布したところ、非常に分かりやすいと好評で、追加で配布して欲しいという要望が多方面からあった。配布可能部数を超える要望があったが、ウェブページからリーフレットを印刷していただくなど冊子の印刷費用の削減に努めた。法の施行状況(平成21年度)の概要の配布も、同様に効率的に行った。</p> <p>個人情報保護法説明会は、平成22年度においては13都道府県で開催した。消費者庁が各種の資料を用いて、法に関する説明や疑問への回答を行うことにより、参加者が個人情報保護法の正しい解釈を直接確認でき、個人情報保護制度の円滑な遂行に大きく貢献している。説明会の参加者に対して行ったアンケートでは「有益であった」「まあ有益であった」との回答割合が90%となるなど、一定の成果を上げている。</p>
--------------	--

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-③)

施策に関する 評価結果	<p>2 各観点からの検討</p> <p>(1) 必要性 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)は、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とし、誰もが安心して高度情報通信社会の便益を享受するための制度的基盤として、平成15年5月に公布され、平成17年4月に全面施行された。 同法については、法の誤解等に起因して法の定める以上に個人情報の提供が差し控えられる、いわゆる「過剰反応」の存在が今なお一部で指摘されており、事業者及び国民に対する広報・啓発に積極的に取り組むことが求められている。 個人の権利利益を保護し、国民が安心してICT(情報通信技術)の利便を享受できる社会の実現のため、行政が個人情報保護に関する施策を推進する必要がある。</p> <p>(2) 効率性 作業の実施にあたっては、外部協力者の活用、一般競争入札による契約等により、効率的な施策の推進に努めた。</p> <p>(3) 有効性 個人情報保護制度に対する理解・浸透の向上を図るために、リーフレットの配布、法の施行状況(平成21年度)の概要の公表・配布、個人情報保護法説明会の開催といった活動を行ったところ、有用・有益であったとの意見が多く、期待される政策効果に照らし、成果があったといえる。</p>
	<p>3 総合的な評価 個人情報保護法制の普及・定着を図るため、各種媒体を用いてきめ細かな対応を実施するなど、施策の目標は概ね達成できた。</p>
	<p>4 課題と今後の取組方針 個人情報保護法は、全面施行後6年余りを経過したところであるが、事業者からの漏えい事案が引き続き注目を集める等、国民の不安感には根強いものがあり、個人情報の取扱いに対する苦情・問い合わせは依然として多くある。また、新たな「消費者基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)において、「個人情報保護法については、消費者委員会における法改正も視野に入れた問題点についての審議を踏まえ検討」することとされている。さらに、個人情報の取扱いに係る国際的なルールの検討も、急速に進展している。 これらの動きを踏まえながら、消費者庁において引き続き、法の趣旨の正しい解釈の周知・徹底等の取組を行っていく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○消費者庁参与会にて、有識者(参与)の意見を聴取(平成23年9月15日) (意見)個人情報保護法の運用について、実態を把握して消費者委員会に情報提供すべきではないか。 ⇒(対応方針)内閣府消費者委員会(個人情報保護専門調査会)の審議状況を踏まえ、平成23年度は事業者の取組実態調査等による運用実態の把握に取り組み、成果を消費者委員会に報告する。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	消費者制度課	作成責任者名	個人情報保護企画担当 佐野 太南	政策評価実施時期	平成23年9月
-------	--------	--------	---------------------	----------	---------

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-④)

施策名	財産分野の消費者情報に関する集約・分析・提供					
施策の概要	消費者事故等に関する情報を消費者庁にて集約し、その情報を的確に分析し、必要に応じて消費者に対して情報提供を行う。具体的には、消費者安全法の趣旨に沿った消費者事故等の通知が行われるべく各省庁・地方公共団体等に同法を周知徹底し、消費者庁にて一元化された情報を的確に分析するために、有識者や独立行政法人国民生活センターとの情報共有、意見交換を実施し、分析の結果により適宜消費者に対して注意喚起等を行う。					
達成すべき目標	消費者庁に寄せられた消費者事故等に関する情報を集約・分析し、庁内及び関係省庁で情報共有するとともに、必要に応じて関係行政機関、地方公共団体等に情報提供して公表する。また、消費者の利益の擁護及び増進に資する情報を適切に消費者に対して提供する。					
施策の予算額 執行額等	区分		21年度*	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の 状況 (千円)	当初予算 (a)	106,229	162,189	96,534	90,044
		補正予算 (b)	0	0	0	
		繰越し等 (c)	0	0	0	
		合計 (a+b+c)	106,229	162,189	0	
執行額 (千円)		10,423	69,042			
施策に関する 内閣の重要政策	名称		年月日	関係部分 (抜粋)		
	消費者基本計画 (閣議決定)		平成22年3月30日	施策番号5, 6, 35, 109, 129		

*消費者庁は平成21年9月に設置 (平成21年度は7ヶ月間)

測定指標	消費者基本計画該当施策等	測定指標 (個々の事業の実績)			
	消費者基本計画 施策番号 5番 高齢者被害、出資トラブルなどこれからの日本社会にとって重大なテーマを設定し、財産分野の消費者事故等の情報に関する分析手法について検討するとともに適切な分析を行い、消費者や関係行政機関に適切な情報提供を行います。	消費者安全法第13条に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ (国会報告)	施策の進捗状況 (実績)		23年度以降の目標
			21年度*	22年度	
			—	6月及び翌年2月に公表	
		年度ごとの目標	適時適切に報告を行う	適時適切に報告を行う	状況に応じた特定テーマを設定し、消費者への情報提供に努める。
		財産分野の消費者事故情報等及び消費者及び関係行政機関への適切な情報提供	施策の進捗状況 (実績)		
			21年度*	22年度	
			消費者への注意喚起		
			・「消費者情報ダイヤル」に寄せられた相談事例を15回公表。 ・音楽情報サイトに関する注意喚起等、7件の注意喚起を実施。 ・「消費者情報ダイヤル」や消費者安全法第12条第2項に基づいて寄せられた消費者事故等情報を、適宜関係行政機関へ提供。	・「もうけ話に注意」と題したウェブページを立ち上げ、保証人紹介ビジネスや情報商材等、8件の消費者トラブルについて注意喚起を実施。 ・消費者情報課で受け付けた情報や消費者安全法第12条第2項に基づいて寄せられた消費者事故等情報を、適宜関係行政機関へ提供。	
		年度ごとの目標	適時適切な情報提供を実施	適時適切な情報提供を実施	
財産分野の消費者事故等の情報に関する分析手法についての検討		施策の進捗状況 (実績)		23年度以降の目標	
	21年度*	22年度			
	財産被害に係る消費者事故等の有識者による「情報検討ネットワーク」を構築し、検討会を4回開催	・「情報検討ネットワーク」検討会の開催 (1回) に加え、電子掲示板を通じた情報・意見交換を実施。 ・庁内で「財産事案情報検討会」を開催し、事故情報の効率的な分析のための手法を検討 (平成22年7月以降20回開催)。 ・分析技術の向上のため、テキストマイニング等の導入を検討 (平成23年1月以降)。			
	—	検討			
年度ごとの目標	—	検討	今後も引き続き検討する。		

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-④)

消費者基本計画 施策番号6番	生命・身体分野の消費者及び関係行政機関への適切な情報提供	実績値		23年度以降の目標
		21年度*	22年度	
		件数		引き続き消費者被害の発生動向を常時的確に把握し、注意喚起や商品テスト情報の提供を、タイムリーに行う。
		2件	13件	
	年度ごとの目標	適時適切な情報提供を実施	適時適切な情報提供を実施	
消費者基本計画 施策番号35番	財産事案の重大事故等の範囲の検討	施策の進捗状況(実績)		23年度以降の目標
		21年度*	22年度	
		—	財産分野の消費者被害事案に対して取り得る措置についての検討と一体的に議論を進めることが必要であると結論を得た。	財産分野の消費者被害事案に対する、被害者を救済するための制度についての検討と併せて引き続き検討を行い、平成24年9月までに必要な措置を講じる。
	年度ごとの目標	—	内閣府消費者委員会を含めた有識者からの意見を聞きながら、重大事故等への措置及びその検討範囲について検討	
消費者基本計画 施策番号109番	消費者情報ダイヤル(21年度)又は消費者情報課窓口(22年度)による情報受付	実績値		23年度以降の目標
		21年度*	22年度	
		件数		引き続き消費者からの情報を受け付ける。
		約18,000件	約4,500件	
	年度ごとの目標	受付件数ならびに寄せられた情報の概要等を公表	寄せられた情報を端緒として複数の注意喚起実施	
消費者基本計画 施策番号129番	消費者団体との意見交換会の開催	実績値		23年度以降の目標
		21年度*	22年度	
		回数		引き続き、積極的に消費者団体等との意見交換の場を設け、継続的に要望・意見の聴取を行い、効率的な情報交換に取り組むとともに、消費者団体が行う公益的な活動についての育成・支援の在り方を検討する。
		1回	2回	
	年度ごとの目標	消費者団体との意見交換の実施、消費者団体を実施するシンポジウム等への出席を通じて消費者庁の実施する施策について情報提供を行うとともに、消費者団体の要望・意見等を聴取。		

*消費者庁は平成21年9月に設置(平成21年度は7ヶ月間)

施策に関する 評価結果	1 目標の達成状況の分析 消費者事故等情報の集約・分析・提供に当たって、消費者基本計画の工程表に示された平成22年度の実施予定を概ね実施した。
	2 各観点からの検討 (1) 必要性 消費者事故等の未然防止・拡大防止のため、消費者安全法では消費者事故等の情報を消費者庁にて集約・分析し、必要あれば消費者への注意喚起を行うことが規定されている。 (2) 効率性 消費者事故等の集約・分析に当たって、消費者事故等の情報を効率的に処理できる仕組みや効果的な分析のための手法の開発等が今後必要。 (3) 有効性 消費者庁設置以前は、消費者の権利を損なう恐れのある情報の収集やその情報の共有が不十分であったため、消費者庁にて消費者事故等の情報を一元化し、適時適切な対応を取ることで、消費者事故等の未然防止・拡大防止に役立っている。
	3 総合的な評価 1のとおり。
	4 課題と今後の取組方針 消費者事故等の未然防止・拡大防止のため、消費者庁が収集する情報を一層拡充させるとともに、分析の質を高めていく。とりわけ、財産分野の情報については、情報の体系的な通知・収集制度の構築や、消費者庁としての対応が必要な端緒情報の抽出を行うためのメルクマールの設定について検討を行うべく、24年度予算要求を行う。

学識経験を有する者の知見の活用	○消費者庁参与会にて、有識者(参与)の意見を聴取(平成23年9月15日)(意見)(基本計画5番に関し、)高齢者を狙った未公開株勧誘については、当事者にわかりやすい情報が効果的に伝達されるようにしてほしい。 ⇒(対応方針)政府広報の新聞広告やラジオを活用するほか、当事者が求める内容を常に検討しながら、今後も引き続き分かりやすい情報提供に努める方針。
-----------------	---

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-④)

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	消費者政策課	作成責任者名	総括担当 稲葉 久美子	政策評価実施時期	平成23年9月
-------	--------	--------	-------------	----------	---------

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-⑤)

施策名	地方消費者行政の推進					
施策の概要	<p>平成23年度末までの「集中育成・強化期間」における、地方消費者行政の課題及び消費者庁としての取組・地方公共団体への期待をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を、着実に推進していく。</p> <p>「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や内閣府消費者委員会における審議を踏まえ、全般的に検討を行う。</p> <p>「消費者ホットライン」について、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努める。更に、全国共通の電話番号から身近な相談窓口を案内する「消費者ホットライン」の実施を通じ、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努める。</p>					
達成すべき目標	消費生活の現場を支えるとともに、国との協働が求められる地方消費者行政の強化について、各地域の社会的、経済的状況も踏まえて、強力な支援を行い、地方公共団体との連携を強化する。					
施策の予算額 執行額等	区分	21年度*	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算 (a)	188,432	286,453	240,634	1,723,914
		補正予算 (b)	0	0	0	0
		繰越し等 (c)	0	0	0	0
		合計 (a+b+c)	188,432	286,453	240,634	1,723,914
執行額 (千円)	97,185	117,435	—	—	—	
施策に関する 内閣の重要政策	名称	年月日	関係部分 (抜粋)			
	消費者基本計画 (閣議決定)	平成22年3月30日	施策番号1, 109, 111, 121, 122, 123, 124, 126, 129, 133, 136			
	消費者行政推進基本計画 (閣議決定)	平成20年6月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・地方の消費生活センター及び国民生活センターを高齢者を含めすべての消費者が何でも相談でき、誰もがアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口と位置付け、全国ネットワークを構築する。 ・国民生活センターは、国の中核の実施機関として、消費者相談（国民生活センターへの直接相談や、消費生活センターから持ち込まれる困難事案の解決支援）、相談員等を対象とした研修、商品テスト等を拡充するとともに、P I O - N E T を刷新し、事故情報データベースを創設するなどシステム整備を加速する。 ・地方自治体が消費者行政に取り組む誘因を強化するため、地方交付税上の措置や民間が消費者行政に貢献しやすくなるような税制上の措置を検討する。 			
	「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (閣議決定)	平成22年12月7日	消費者庁の機能を強化する中で、独立行政法人制度の抜本的見直しと並行して、消費生活センター及び消費者団体の状況も見つつ、必要な機能を消費者庁に一元化して法人を廃止することを含め、法人の在り方を検討する。			

*消費者庁は平成21年9月に設置（平成21年度は7ヶ月間）

消費者基本計画 施策番号1番 全国消費生活情報ネットワーク・システム（P I O - N E T）の刷新を円滑に実施します。また、受け付けた相談情報をオンライン登録することにより、必要な情報が作成され次第、速やかに集約され、関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組みを構築します。さらに、国におけるP I O - N E T 端末の設置基準に関する検討を踏まえ、関係機関にこれを追加配備します。	消費者基本計画該当施策等	測定指標（個々の事業の実績）		
	全国の消費生活センターからの意見の汲みあげ	施策の進捗状況（実績）		23年度以降の目標
		21年度*	22年度	P I O - N E T について、引き続き所定の改修を実施するとともに、関係機関や相談員にとって、入力作業を含め使い勝手の良い仕組みとすべく、さらなるシステムの刷新について検討していく。行政機関等からの要望を踏まえ、P I O - N E T を追加配備するとともに、適格消費者団体へも配備先を拡大する。
	—	<ul style="list-style-type: none"> ・約400箇所の消費生活センターに対して要望調査を実施。 ・消費生活センターの職員に対し、ヒアリングを実施。 		
	年度ごとの目標	—	P I O - N E T を刷新し、初期稼働時における全国の消費生活センター等の意見を踏まえて改修を実施。	
	P I O - N E T の活用に関する懇談会の回数	—	3回	
年度ごとの目標	—	関係機関からの要望を踏まえ、年度中にP I O - N E T 端末の追加配備に着手する。		

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-⑤)

消費者基本計画 施策番号109番 消費者からの情報・相談を受け付ける体制を整備します。	消費者ホットラインの 運営	実績値		23年度以降の目標	
		21年度*	22年度		
	利用件数		引き続き消費者からの 情報・相談を受け付け る体制を整備し、関係 省庁が行う施策に反映 させていく。		
	63,513件 (22年1月から開始)	232,475件			
年度ごとの目標	消費者にとっての相談 機会の充実を図る。	消費者からの情報・相 談を受け付ける体制の 整備を継続的に実施			
消費者基本計画 施策番号111番 多重債務者対策について、相 談窓口の高度化など地方公共団 体による地方消費者行政として の取組に対する支援を行います。	「地方消費者行政活性化 基金」を通じた専門 家の活用	施策の進捗状況（実績）		23年度以降の目標	
		21年度*	22年度		
	地方公共団体主催の会 議出席など、機会を捉 えて各地域での取組に ついて周知		地方公共団体主催の会 議出席など、機会を捉 えて各地域での取組に ついて周知		「地方消費者行政活性化 基金」や「住民生活 に光をそぐ交付金」 などの活用例の紹介を 通じ、地方公共団体に おける取組が効果的に 図られるよう引き続き 支援していく。
	年度ごとの目標	—	引き続き、「地方消費 者行政活性化基金」を 通じ、専門家の活用な どによる相談窓口の高 度化等について支援		
	消費生活相談員等を対 象とした国民生活セン ターでの研修の実施	実績値		23年度以降の目標	
		21年度*	22年度		
9回		17回			
年度ごとの目標	—	消費生活相談員等を対 象とする研修などを通 じた支援			
消費者基本計画 施策番号121番 「集中育成・強化期間」中に おいては、地方消費者行政活性 化・消費者相談体制の強化につ いて、「地方消費者行政の充 実・強化のためのプラン」に基 づく施策を着実に推進します。 また地方消費者行政推進本部に おいて、知事や市町村長のリー ダーシップのもとで進められる 取組を支援するとともに、研修 の充実などを通じた担当職員 の一層の専門性の向上などに取 り組みます。さらに、消費生活 相談員の処遇の改善、地方消費 者行政活性化基金の一層効率的 な活用策についても具体的な検 討を行います。	消費者庁職員による 「現場」との意見交換	実績値		23年度以降の目標	
		21年度*	22年度		
		回数			
	84回		163回		引き続き、積極的に地 方の「現場」に出向 き、情報交換や意見交 換の機会を充実させて いくほか、首長などへ の働きかけや先進事例 の紹介などを通じ、地 方消費者行政の充実・ 強化に向けた環境の整 備に努めていく。ま た、「東日本大震災」 で被災した地方公共団 体へのバックアップに 取り組んでいく。
	年度ごとの目標	地方で消費者行政に携 わる現場担当職員等と の意見交換回数：60回	「地方消費者行政の充 実・強化のためのプラン」 に基づく施策を着 実に実施する。		
	地方消費者行政活性化 基金の見直し	施策の進捗状況（実績）		23年度以降の目標	
		21年度*	22年度		
	—		・取崩し期限の1年延長 とし、既存の消費生活 相談員への報酬引き上 げへの活用を可能とし た。 ・説明会の開催などを 通じた周知の徹底（8月 以降）		さらに「地方消費者行 政活性化基金」の活用 や「住民生活に光をそ ぐ交付金」の活用を 働きかけていく。
	年度ごとの目標	—	地方消費者行政活性化 基金の一層効率的な活 用策についても具体的 な検討を行う。		
	執行専門研修の開催	施策の進捗状況（実績）		23年度以降の目標	
21年度*		22年度			
—					
特定商取引法及び景品 表示法を中心にケース スタディを充実し、一 層の「実戦志向」を 図った研修の開催（6 月、約100名参加）。結 果、都道府県における 執行力の強化を図るこ とができた。		さらに研修の充実を図 る。			
年度ごとの目標	—	研修の充実などを通じ た担当職員の一層の専 門性の向上			

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-⑤)

測定指標

		施策の進捗状況(実績)		23年度以降の目標
		21年度*	22年度	
<p>消費者基本計画 施策番号122番</p> <p>「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議を踏まえ、全般的に検討を行います。</p>	地方消費者行政の充実・強化策の検討	—	消費者庁制度ワーキング・グループにて「地方消費者行政の充実・強化に向けた課題」を取りまとめ(1月)、大臣を本部長とする「地方消費者行政推進本部」へと報告し、「集中育成・強化期間」後の支援の在り方などについての課題を整理した。	<p>「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政の充実・強化策の検討に際しては、「地方消費者行政の充実・強化に向けた課題」(平成23年1月消費者庁制度ワーキング・グループ)の整理に加え、内閣府消費者委員会の審議結果なども参考とし、地域主権改革の理念を十分踏まえ、消費者庁としての方針をまとめ、その具体化に取り組む。検討に際しては、地方公共団体の行政担当者や相談員、消費者団体などの地方の「現場」の関係者の声も広く聞きつつ、検討していく。</p>
	年度ごとの目標	—	「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、検討を行う。	
<p>消費者基本計画 施策番号123番</p> <p>「消費者ホットライン」について、その運用や活用状況を踏まえつつ、消費者の利便に資する形で引き続き実施し、消費生活センターや相談窓口の周知徹底に努めます。また、通信事業者による通信環境の改善を待ちつつ、直接接続できる消費生活センターや相談窓口をさらに増やします。</p>	消費者ホットラインの運営	実績値		23年度以降の目標
		21年度*	22年度	
		利用件数		
		63,513件 (22年1月から開始)	232,475件	
年度ごとの目標	—	消費生活センターや相談窓口の周知徹底		引き続き消費者の利便に資する形で実施する。
	消費者ホットライン接続自治体の拡大	実績値		23年度以降の目標
		21年度*	22年度	
		直接実施していない自治体数		
	81自治体	28自治体 (23年1月27日現在)		引き続き消費者の利便に資する形で実施する。
年度ごとの目標	—	直接接続できる消費生活センターや相談窓口をさらに増やす。		
<p>消費者基本計画 施策番号124番</p> <p>都道府県における法執行強化(景品表示法、特定商取引法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等)を図るため、地方からの研修員受入れ、執行研修の充実等を通じた人材強化、都道府県との連絡会議の開催等を通じた国と都道府県の連携などの支援を行います。</p>	消費者行政ブロック会議の開催	実績値		23年度以降の目標
		21年度*	22年度	
		回数		
		—	6回	
		施策の進捗状況(実績)		
	執行専門研修の開催	—	特定商取引法及び景品表示法を中心にケーススタディを充実し、一層の「実戦志向」を図った研修の開催(6月、約100名参加)。結果、都道府県における執行力の強化を図ることができた。	引き続き、都道府県における法執行が強化されるよう各種施策を充実するとともに、都道府県との連携に努める。
年度ごとの目標	—	都道府県における法執行強化のため、都道府県に対し、支援を行う。		
<p>消費者基本計画 施策番号126番</p> <p>政策・措置に関する情報を地方公共団体と共有する体制について、関係行政機関及び地方公共団体との連携を密にするなどして整備を行います。各種説明会や連絡会議の場等において引き続き情報共有の徹底を図ります。</p>	「現場」との意見交換	実績値		23年度以降の目標
		21年度*	22年度	
		回数		
	84回	163回		引き続き、積極的に地方の「現場」に出向き、より緊密な関係の構築に努めていくとともに、「ブロック会議」などの充実により、更なる情報共有の強化を図っていく。
年度ごとの目標	—	月10回程度は地方公共団体担当者などの現場の関係者との意見交換を行い、「顔の見える関係」を構築する。		

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-⑤)

	消費者団体が実施する シンポジウム等への出席	実績値		23年度以降の目標	
		21年度*	22年度		
<p>消費者基本計画 施策番号129番</p> <p>消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、消費者団体等相互の連携強化や消費者問題の実情に関する現場の意見・政策提言を吸い上げるとともに、消費者団体が行う公益的な活動についての育成・支援の在り方を検討します。</p>		回数	33回	引き続き、積極的に消費者団体等との意見交換の場を設け、継続的に要望・意見の聴取を行い、効率的な情報交換に取り組むとともに、消費者団体が行う公益的な活動についての育成・支援の在り方を検討する。	
	年度ごとの目標	—	—		
	<p>地方消費者グループ・フォーラムの開催</p>		回数	8回	平成23年度においても、引き続き「地方消費者行政グループ・フォーラム」を実施し、地域で消費者問題に携わる者の交流や連携を促進する。
		年度ごとの目標	—	—	
<p>消費者基本計画 施策番号133番</p> <p>国民生活センターが担っている消費者相談、相談員等を対象とした研修、商品テスト等の機能について、消費者庁や地方公共団体等との役割分担の明確化、連携の強化を図りつつ、その強化を加速します。</p>	「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」の開催	実績値		23年度以降の目標	
		21年度*	22年度		
		回数	5回	現在、国民生活センターの在り方については、「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」において検討を行っているところであり、平成23年夏を目途に最終結論を得ることとなっている。そのため、今後の取組については、それを踏まえて対応していく。	
	年度ごとの目標	—	—		
<p>消費者基本計画 施策番号136番</p> <p>労働相談など他の相談機関においても、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を案内できるような取組を進めます。</p>	他の行政機関との連携	施策の進捗状況（実績）		23年度以降の目標	
		21年度*	22年度		
		—	消費者庁から厚生労働省に対し、同省における、労働者等からの相談を受ける窓口（地方労働局等）において、管轄地域における消費生活センター等の連絡先や相談体制の周知及び身近な消費生活相談窓口や国民生活センターを案内している「消費者ホットライン」の周知を文書で依頼。	引き続き、消費生活に関するトラブルについて、消費生活相談窓口を案内できるような取組を進める。	
	年度ごとの目標	—	関係機関に対し、労働相談窓口などへの消費生活相談窓口の周知を依頼		

*消費者庁は平成21年9月に設置（平成21年度は7ヶ月間）

<p>1 目標の達成状況の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P I O - N E T の刷新や都道府県・政令指定都市の消費者担当課等への追加配備を行うとともに、関係省庁等に対し消費生活センター等の連絡先や「消費者ホットライン」の周知を文書で依頼するなど、地方における消費生活相談窓口の体制の整備や情報を受け付ける体制の整備に努めた。 ・ 「地方消費者行政活性化基金」を活用し、弁護士・金融機関等の専門家を講師とした多重債務問題研修の実施や多重債務相談窓口の設置など地方公共団体の取組への支援を行うとともに、地方の「現場」の関係者の意見等も踏まえ、要望があれば基金の活用期間を平成23年度末から平成24年度末まで1年延長することを可能とするほか、既存の消費生活相談員への報酬の引き上げへの活用を可能とするなどの見直しを決定した。また、平成22年度補正予算で措置された「住民生活に光を注ぐ交付金」についても、地方公共団体に積極的な活用を働きかけた。 ・ 消費者庁幹部や経済産業局などの国の機関と都道府県・政令指定都市の担当部長との意見交換や情報交換の場として、「地方消費者行政ブロック会議」を全国6ブロックで開催し、法執行の強化の支援や連携などに努めるとともに、地域で消費者問題に携わる者の「交流の場」として、平成22年度より全国8ブロックで「地方消費者グループ・フォーラム」を開催した。また、全国知事会など「地方6団体」における会議に、政務三役をはじめとする消費者庁幹部が出席し、知事などの首長とも意見交換を行い、消費者行政の充実・強化を働きかけた。 ・ なお、平成22年7月に「地方協力課」が新設されたこともあり、これまで以上に積極的に地方の「現場」へ出向き、意見交換等を行うことができた。

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-⑤)

施策に関する 評価結果	<p>2 各観点からの検討</p> <p>(1) 必要性 消費者の安心・安全を確保するためには、消費生活の現場である地方公共団体における消費者行政の充実・強化が不可欠である。</p> <p>(2) 効率性 地方公共団体における先進的な事例を発信し、地方公共団体が効果的・効率的に取組を実施するよう努めた。</p> <p>(3) 有効性 「地方消費者行政活性化基金」の平成21年度における取り崩し額が約37億円であったのに対し、平成22年度には約73億円に増えるなど、施策の地方消費者行政の充実・強化への有効性が認められた。</p> <p>(4) 関係課室間の連携 多重債務者対策及び法執行研修において、政策調整課、消費者安全課、取引・物価対策課、表示対策課、食品表示課等の関係課との連携を図った。</p>
	<p>3 総合的な評価</p> <p>平成21年度に続き、平成22年度においても、「地方消費者行政活性化基金」を活用した消費生活センターの設置や相談員の配置・増員や、地方公共団体の関係部署の連携や消費者団体等地域で消費者問題に携わる多様な主体の連携などの動きが見られ、全体として地方消費者行政の充実・強化の取組が前進しつつある。</p>
	<p>4 課題と今後の取組方針</p> <p>引き続き「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」の推進及び地方公共団体首長への働きかけを行っていくとともに、地域の消費者問題に携わる団体・グループが広く集い、交流を図る場を設け、その活動の活性化を促していく。また、「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地域主権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や内閣府消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行う。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	○内閣府消費者委員会「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」（平成23年4月15日）（別紙4参照）
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	地方協力課	作成責任者名	総括担当 小河 みゆき	政策評価実施時期	平成23年9月
-------	-------	--------	-------------	----------	---------

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-⑥)

施策名	消費者の安全確保のための施策の推進					
施策の概要	<p>消費者安全法の「重大事故等」、消費生活用製品安全法の「重大製品事故」については、毎週定期的に件数、事故概要等を公表している。事故情報データベースは、生命・身体に係る消費生活上の事故情報を関係機関等から一元的に集約して提供するシステムであり、事故の再発・拡大の防止に資する環境整備の一環として整備し、平成22年4月から国民の方にはインターネットから同データベースの事故情報を自由に閲覧・検索することができることとした。リスクコミュニケーションの推進については、消費者の日常生活における身近な問題をテーマとして、4回意見交換会を開催し、また教育機関等において啓発資料を用いた講座を多数開催した。「医療機関ネットワーク」は、消費者の生命または身体に生ずる被害に関する事故等の概要等の詳細情報を医療機関から収集し、同種事故等の再発防止に活かしていくことを目指すものであり、平成22年12月に事業を開始した。</p>					
達成すべき目標	<p>消費者安全法（生命・身体分野に関するものに限る）、消費生活用製品安全法に基づき消費者庁に寄せられた情報の適時適切な公表、家庭用品の品質に関する表示の適正化を通じ、消費者の安全・安心の確保に努める。関係行政機関の事故情報を一元化する「事故情報データベース」を運用し、事故情報分析の情報基盤を構築する。リスクコミュニケーション推進に関しては、意見交換会を開催する。事故調査機関の在り方については、取りまとめに向けて検討会を順次開催していく。また、医療機関での事故情報収集を図るため、「医療機関ネットワーク」事業を開始する。</p>					
施策の予算額 執行額等	区分	21年度*	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算 (a)	415,818	451,295	333,446	319,446
		補正予算 (b)	-7	0	0	
		繰越し等 (c)	0	0	0	
		合計 (a+b+c)	415,811	451,295	333,446	
執行額 (千円)	34,475	161,630				
施策に関係する 内閣の重要政策	名称	年月日	関係部分			
	消費者基本計画 (閣議決定)	平成22年3月30日	施策番号2, 4, 7, 9, 12, 13, 21, 82			
	消費者行政推進基本計画 (閣議決定)	平成20年6月27日	<p>消費者庁は、消費生活センターからの情報、国民生活センターのPIO-NETや事故情報データベースを通じた情報、さらには関係機関（保健所、警察、消防、病院等を含む）からの情報等を一元的に集約・分析する。また、関係機関等の商品テスト機能を活用し、原因究明を行う。同時に、消費者庁は事故情報に関する事業者からの報告を受け、調査の上、迅速、的確にそれを公表する。 (8頁4(2)参照)</p>			

*消費者庁は平成21年9月に設置（平成21年度は7ヶ月間）

消費者基本計画 施策番号2番	消費者基本計画 施策番号2番	測定指標（個々の事業の実績）			23年度以降の目標	
	関係行政機関、関係機関、地方公共団体等から消費者事故情報等を一元的に集約するための事故情報データベースを構築し、個人情報保護に配慮しつつ十分な開示を行い、広く国民からの利用が可能な運用を行います。	事故情報データベースの連携機関の拡大	実績値			引き続き、連携機関数の拡大をはじめ、システムの運用改善を図る。
			21年度*	22年度		
	9機関	12機関	年度ごとの目標	連携機関の拡大など適時に改善を実施。	連携機関の拡大など適時に改善を実施。	
	施策の進捗状況（実績）			23年度以降の目標		
	消費者基本計画 施策番号4番	消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、必要な措置を講じます。	事故情報の報告・公表制度の拡充への取組	21年度*	22年度	消費者安全法等に基づく事故情報の収集及び当該事故情報の公表の仕組みについて見直しを行う。
事故情報データベースへの連携機関の拡大など適時に改善を実施。				<ul style="list-style-type: none"> 消費者安全法、消費生活用製品安全法、隣接制度等による事故情報収集状況の検証・海外制度調査等を実施。 事故情報が消費者庁へ幅広く迅速に収集されるように、総務省消防庁及び警察庁へ協力を要請（2月） 消費者安全法及び消費生活用製品安全法に基づき収集された事故情報についての公表方法を改善（製品起因であるかを特定できなくても事業者名公表を積極的に実施等）（9月以降） 		
年度ごとの目標	—	事故情報収集状況の検証・海外制度調査等の実施。また、情報収集・公表の改善を継続的に実施。				

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-⑥)

測定指標

		施策の進捗状況（実績）		23年度以降の目標
		21年度*	22年度	
<p>消費者基本計画 施策番号7番</p> <p>リコール情報を一元的に収集し、消費者へ分かりやすく情報提供します。また、各種リコール情報を消費者の特性を考慮して分かりやすく周知する方策について検討します。</p>	リコール情報の周知に関する調査・分析	—	国内外におけるリコール情報の収集・公表等に関する状況及びリコールに基づく回収率向上等の手法について、調査・分析。	リコール情報一元化サイト（平成23年度中構築予定）を管理・運営し、リコール情報の周知を適切に行う。
	年度ごとの目標	—	リコール情報の周知方策等の検討	
<p>消費者基本計画 施策番号9番</p> <p>子どもの事故防止について、国自らの取組を加速化・重点化するとともに、家庭、学校、サークル、消費者団体、事業者、自治体等の取組を促進する「子どもを事故から守る！プロジェクト」を展開します。また、子どもに対するライターの使用の安全対策を検討します。</p>	関係府省庁と連携して、ライター使用時や廃棄時の注意喚起用リーフレットを作成・配布	—	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁等と連携して使用時の注意喚起リーフレットを作成・配布（100万部）（6月） 廃棄時の注意喚起リーフレットを作成・配布（2万部）（11月） 	当該施策は22年度中に実施済。
	年度ごとの目標	—	関係府省庁と連携を図りながら、事故の再発・拡大防止への取組を推進	
<p>消費者基本計画 施策番号12番</p> <p>消費者安全法に基づき、関係行政機関及び地方公共団体等から通知される重大事故等の情報について、消費者安全情報総括官制度や事故情報分析タスクフォースなどを通じて関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に分析・原因究明を進めます。また、医療機関とのネットワーク構築事業における委嘱医療機関等から製品等に係る事故に関する基本的な情報及び必要に応じて詳細情報を収集する仕組みを構築・運用し、適時見直しを行います。さらに、高度な事故分析能力を有する人材の確保・養成を図ります。</p>	医療機関ネットワーク事業への参画医療機関の確保	0機関	13機関	情報収集等を円滑に行うため、情報処理システムの構築をはじめとして、必要な取組を行う。
	年度ごとの目標	—	医療機関との情報を収集する仕組みの検討及び医療機関ネットワークの運用開始。	
<p>消費者基本計画 施策番号13番</p> <p>消費者庁は、消費者事故の独立した公正かつ網羅的な調査機関の在り方について検討します。消費者委員会による調査審議を踏まえながら、関係省庁・機関の協力を得て、最も効果的に機能する仕組みを構築します。</p>	事故調査機関の在り方の検討	—	1回	関係省庁・機関の協力を得て、効果的に機能する仕組みを検討し、措置を行う。
	年度ごとの目標	—	14回	
<p>消費者基本計画 施策番号21番</p> <p>関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。消費者庁においては、所要の体制整備を図った上で、関係行政機関等の協力を得て、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等との連携を図りながら、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの一層の促進のために必要な措置を講じます。</p>	リスクコミュニケーションに関連した意見交換会及び啓発資料を用いた講座の開催	—	4回	引き続き、必要な措置等を行いながら意見交換会をはじめとする事業に取り組む。
	年度ごとの目標	—	20回	
	リスクコミュニケーションの促進のために必要な措置・対応を適時実施	—		

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-⑥)

消費者基本計画 施策番号82番 家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準について、適宜、規程等の改正を行います。	家庭用品品質表示法に基づく執行	実績値		23年度以降の目標 家庭用品品質表示法における対象品目及び表示の標準について、規制等の改正に向けた検討会を立ち上げ、検討を行う。
		21年度*	22年度	
	指示件数			
	7件	6件		
年度ごとの目標	家庭用品品質表示法違反に対し厳正に対処するとともに、規制等の適宜見直しを行う。	家庭用品品質表示法違反に対し厳正に対処するとともに、規制等の適宜見直しを行う。		

*消費者庁は平成21年9月に設置（平成21年度は7ヶ月間）

施策に関する 評価結果	1 目標の達成状況の分析 事故情報データベース及び医療機関ネットワーク事業については当初より一定の参画機関の確保を目標に掲げており、着実に参画機関が得られたことで十分目標が達成された。また、リスクコミュニケーション事業や家庭用品品質表示法等については消費者基本計画の工程表に沿って適切に事業が進行しており、その他についても概ね計画どおりに事業が進められている。
	2 各観点からの検討 (1) 必要性 当該施策のいずれの事業についても、消費者庁の役割の一つである消費者事故等の一元的集約及び公表に係るものであり、関係行政機関や地方公共団体、あるいは事業者の協力は必要であるが、消費者行政の司令塔としての消費者庁が行う必要のあるもの。 (2) 効率性 当該施策のうち、事故情報データベース及び医療機関ネットワークの両事業については、国民生活センターとの共同事業であり、消費者庁は主に企画・調整の役割を担っており、消費者庁単独での支出は限られている。事故調査機関、リスクコミュニケーション、家庭用品品質表示に係る事業については、一部の業務を請負契約により運営しているが、契約に当たり、いずれも各事業者の適正を考慮した上で一般競争入札による価格競争を前提としているため、より少ないコストでの事業運営を目指した。 (3) 有効性 事故情報データベースはこれまでは存在しなかった一元的に消費者事故情報を公表するシステムであり、今後も利用範囲の拡大が望まれる。また、食品以外のリスクコミュニケーションについては、これまで国内での教育機関等における講座開催例が少なく、定着していなかったが、今後同趣旨の講座等の開催が期待される。その他の事業についても当初の目標値を達成しており、一定の有効性があったものと思われる。
	3 総合的な評価 消費者基本計画に基づきつつも、事業の実用性、有効性等を考慮しつつ不断の見直しを行い、適切に事業が進められてきている。
	4 課題と今後の取組方針 平成21・22年度同様、事業を確実に進捗するとともに、方法等について適時の見直しを行っていきたい。また、医療機関ネットワーク、事故調査機関、リスクコミュニケーションの各事業については必要な措置を行えるよう予算要求していく。

学識経験を有する者の知見の活用	○消費者庁参与会にて、有識者（参与）の意見を聴取（平成23年9月15日） （意見）放射能関係のリスクにおいて関係行政機関との連携が必要ではないか。 ⇒（対応方針）各地でシンポジウム・セミナー等が開催されるように連携をすすめていく。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	—
---------------------------	---

担当部局名	消費者安全課	作成責任者名	総括担当 吉田 大介	政策評価実施時期	平成23年9月
-------	--------	--------	------------	----------	---------

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-⑦)

施策名	消費者取引対策の推進					
施策の概要	<p>①特定商取引法の厳正な執行 消費者トラブルの実態を踏まえ、経済産業局との密な連携の下、悪質事業者に対する行政処分（業務停止命令・指示）などを厳正に行う。 また、通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダ（以下「ISP」という。）や金融庁などに対し違法な電子メール広告などの情報を提供することによりウェブサイトの削除や口座の停止などを促す。</p> <p>②都道府県の法執行の強化 「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」（平成22年2月 消費者庁）に基づき、地方公共団体からの行政実務研修員の積極的な受入れ・都道府県の執行担当者を対象とした研修の充実などによる人材育成や、法解釈などの情報の「ネットワーク」の強化といった国と都道府県の連携強化を図る。</p> <p>③割賦販売法、貸金業法、宅建業法、旅行業法（以下「4業法」という。）により主務大臣が行う行政処分への対応 4業法に基づき主務大臣が行政処分を行う際の協議などに的確に対応する。</p>					
達成すべき目標	<p>訪問販売等のトラブルの多い特定の取引について、消費者保護を十分に確保するため、経済産業局と密接に連携しつつ、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行う。また、警察との連携強化など、環境整備に必要な取組を行う。 国とともに特定商取引法の執行を担う都道府県について、より一層の体制強化を図るため、人材強化、情報共有化、執行の連携等を進めることなど必要な支援・協力を行う。 4業法により主務大臣が行う行政処分について、協議、意見陳述等を通じ、消費者保護が十全に図られるよう、的確に対応する。</p>					
施策の予算額 執行額等	区分	21年度*	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算 (a)	400,945	358,381	352,633	282,131
		補正予算 (b)	-93,177	-14,266	0	
		繰越し等 (c)	0	0	0	
		合計 (a+b+c)	307,768	344,115	352,633	
執行額 (千円)	172,472	264,118				
施策に関する 内閣の重要政策	名称	年月日	関係部分			
	消費者基本計画 (閣議決定)	平成22年3月30日	施策番号41, 44, 53			

*消費者庁は平成21年9月に設置（平成21年度は7ヶ月間）

測定指標	消費者基本計画該当施策等	測定指標（個々の事業の実績）			
	消費者基本計画 施策番号41番 高齢者などを狙った悪質商法 対策の充実・強化を図るため、 改正特定商取引法の改正の趣旨 及び消費者被害の実態を踏ま え、同法の厳正な執行を行いま す。	特定商取引法の厳正な 執行	実績値		23年度以降の目標 引き続き、訪問販売等 のトラブルの多い特定 の取引について、消費 者保護を十分に確保す るため、経済産業局と 密接に連携しつつ、悪 質事業者に対する行政 処分を厳正に行う。
			21年度*	22年度	
		処分件数			
		48件	53件		
		年度ごとの目標	—	—	
	消費者基本計画 施策番号44番 通信販売等について、特定商 取引法の執行を補完する取組と して、通信販売事業者に対し不 適切な広告の改善を促すとも に、インターネット・サービ ス・プロバイダや金融庁など に対し、違法な電子メール 広告等の情報を提供すること により、ウェブサイトの削 除や口座の停止等を促 します。	電子商取引モニタリ ング等事業	実績値		23年度以降の目標 引き続き、通信販売業 者に対して不適切な広 告の改善を促すとも に、インターネット・ サービス・プロバイ ダ（以下「ISP」 という。）や金融庁な どに対し、違法な電子 メール広告等の情報を 提供することにより、 ウェブサイトの削除や 金融機関における口座 の停止等を促す。
			21年度*	22年度	
			迷惑メール調査件数		
			193,565件	240,217件	
インターネット等調査件数					
13,565件			10,402件		
ISP通報件数					
20,848件	37,686件				
金融庁への情報提供件数					
35件	21件				
年度ごとの目標	—	—			
特定商取引法の厳正な 執行	実績値		23年度以降の目標 引き続き、訪問販売等 のトラブルの多い特定 の取引について、消費 者保護を十分に確保す るため、経済産業局と 密接に連携しつつ、悪 質事業者に対する行政 処分を厳正に行う。ま た、警察との連携強化 など、環境整備に必要 な取組を行う。		
	21年度*	22年度			
	処分件数				
48件	53件				
年度ごとの目標	—	—			

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-⑦)

消費者基本計画 施策番号53番	（法案審議中のため指 標設定不可）	施策の進捗状況（実績）		23年度以降の目標
		21年度*	22年度	
<p>賃貸住宅の家賃等に係る債権の取立てに関して不当な行為が発生する等の家賃の支払に関連する賃貸住宅の賃借人の居住をめぐる状況にかんがみ、賃貸住宅の賃借人の居住の安定の確保を図るため、家賃債務保証業の登録制度の創設、家賃に係る債務の弁済に関する情報の収集及び提供の事業を行う者の登録制度の創設、家賃関連債権の取立てに関する不当な行為の禁止等の措置を講ずるための法案を国会に提出し、同法案の成立・施行後は、同法の厳正な運用を行うとともに、安易な保証拒否を行わないよう家賃債務保証業団体への要請や、消費生活センター等の相談対応の強化のための態勢整備を図ります。</p>	<p>（法案審議中のため指 標設定不可）</p>	—	—	<p>法案の成立・施行後、同法を厳正に運用する。</p>
		<p>年度ごとの目標</p>	—	

*消費者庁は平成21年9月に設置（平成21年度は7ヶ月間）

<p>施策に関する 評価結果</p>	<p>1 目標の達成状況の分析</p> <p>①特定商取引法の厳正な執行 特定商取引法違反事案が巧妙化・複雑化している中で、経済産業局との密な連携の下で限られた人的リソースなどを効率的に活用し、平成22年度は、平成21年度よりも多い53件の行政処分を行い、悪質事業者による被害拡大の防止などが図られた。また、ISPや金融庁への通報も着実に進んでいる。</p> <p>②都道府県の法執行の強化 ・三重県、岐阜県より行政実務研修員の受け入れを行った。 ・平成22年6月21日から同月25日までの間、特定商取引法のケーススタディの充実により一層の「実戦志向」を図った「執行専門研修」を、地方公共団体で特定商取引法の執行に従事している職員を対象として実施した（約100名が参加）。 ・執行に必要な法令解釈スキルの向上を目指した「特定商取引法法令研修」を平成22年9月に実施した（約80名が参加）。 ・「地方消費者行政ブロック会議」を全国6ブロックで開催、経済産業局も交え、各都道府県部局長と法執行の強化について意見交換を実施した。 ・情報の「ネットワーク」の強化として、都道府県法執行担当者との間で共有している情報システム「特定商取引法執行NET」に、執行の際に必要な特定商取引法の解釈事例の掲載を開始した。 ・平成22年10月に開催した「経済産業局消費経済課長会議」において、「特定商取引法の厳正な執行」及び「特定商取引法の執行における警察との連携強化」について認識を共有した。 これらにより、都道府県において法執行強化の重要性について理解が進み、取組が進むことが期待される。</p> <p>③4業法により主務大臣が行う行政処分への対応 平成22年度に行われた主務大臣による行政処分（3件）について協議を行い、消費者保護の観点を反映した。</p>
	<p>2 各観点からの検討</p> <p>(1) 必要性 訪問販売など消費者トラブルの多い特定の取引については、「特定商取引に関する法律」（以下「特定商取引法」という。）において、事業者の行為に対する一定の規制やトラブルが生じた場合の民事ルール（クーリング・オフなど）が定められている。これらの特定の取引における消費者利益の保護を図るためには、消費者トラブルの実態を踏まえ、悪質事業者に対して特定商取引法に基づく行政処分などを厳正に行うことが必要。</p> <p>(2) 効率性 消費者庁と経済産業局の密な連携の下で限られた人的リソースなどを効率的に活用して法執行を実施。</p> <p>(3) 有効性 特定商取引法違反事案が巧妙化・複雑化している中、平成22年度は53件の行政処分を行い、悪質事業者による被害拡大の防止などが図られた。</p>
	<p>3 総合的な評価 消費者取引対策を着実に推進してきているところ、一層的確かつ厳正な特定商取引法の執行などを行っていく。</p>
	<p>4 課題と今後の取組方針 引き続き、特定商取引法の厳正な執行を行う。 都道府県における法執行が強化されるよう各種施策を充実するとともに、都道府県との連携に努める。 4業法については、引き続き適切に対応していく。 また、特定商取引法違反事案が巧妙化・複雑化している中、国が担うすべての案件（消費者庁及び各経済産業局が担う案件）を消費者庁が統括しており、消費者庁の一層の体制強化を行うことが必要である。</p>

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-⑦)

学識経験を有する者の知見の活用	○消費者庁参与会にて、有識者（参与）の意見を聴取（平成23年9月15日） （意見）都道府県によって執行が弱いところにはてこ入れが必要ではないか。 ⇒（対応方針）処分実績の少ない県に対し、経済産業局が立入検査に立会い、執行担当者にノウハウを伝授する。 また、複数県にまたがる案件等には、消費者庁または経済産業局が相談にのり、都道府県による執行に協力するなどの取組を実施する。 さらに、引き続き都道府県からの研修員等の受入れや、特定商取引法の「執行専門研修」を実施していく。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	取引対策課	作成責任者名	総括担当 山形 可奈子	政策評価実施時期	平成23年9月
-------	-------	--------	-------------	----------	---------

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-⑧)

施策名	物価対策の推進					
施策の概要	各種公共料金の改定等について、物価問題に関する関係閣僚会議への付議や関係省庁との協議により調整を行う。また、内外価格差など公共料金に関する調査を行い消費者への情報提供などを行う。					
達成すべき目標	公共料金への関与などを通じ、物価の安定対策に取り組む。 また、物価に関する基礎的な調査を行い、それを消費者に対し情報提供することにより、消費者の物価に対する理解を促す。					
施策の予算額 執行額等	区分	21年度*	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算 (a)	31,359	22,687	12,024	20,822
		補正予算 (b)	0	-8,978	0	
		繰越し等 (c)	0	0	0	
		合計 (a+b+c)	31,359	13,709	12,024	
執行額 (千円)		1,808	1,041			
施策に関する 内閣の重要政策	名称	年月日	関係部分 (抜粋)			
	消費者基本計画 (閣議決定)	平成22年3月30日	施策番号67			

測定指標	消費者基本計画該当施策等	測定指標 (個々の事業の実績)						
	<p>消費者基本計画 施策番号67番</p> <p>各省庁所管の公共料金等について、従来から消費者庁への協議や閣僚会議への付議を行ってきていますが、消費者庁・消費者委員会の関与の在り方を含め、その仕組みの見直しなどの検討を行い、必要な措置を講じます。</p>	<p>各省庁所管の公共料金等について、消費者庁・内閣府消費者委員会の関与の在り方を含めた仕組みの見直し検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>	施策の進捗状況 (実績)		<p>23年度以降の目標</p> <p>各省庁所管の公共料金等について、消費者庁・消費者委員会の関与の在り方を含め、その仕組みの見直しなどの検討を行い、必要な措置を講ずる。</p>			
			年度ごとの目標	21年度*		22年度		
			実績値			21年度*	22年度	
			関係省庁との調整			関係閣僚会議への付議件数	関係省庁との協議件数	
		年度ごとの目標		消費者に与える影響を十分考慮する		消費者に与える影響を十分考慮する		
		<p>内外価格差など公共料金に関する調査及び消費者への情報提供</p>	<p>公共料金に関する調査</p>	施策の進捗状況 (実績)		<p>内外価格差など公共料金に関する調査を行い消費者への情報提供を行う。</p>		
				年度ごとの目標			21年度*	22年度
			施策の進捗状況 (実績)				21年度*	22年度
			ウェブサイトを通じた消費者への情報提供				「公共料金の窓」の運営	「公共料金の窓」の運営
			年度ごとの目標				-	-

*消費者庁は平成21年9月に設置 (平成21年度は7ヶ月間)

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-⑧)

施策に関する 評価結果	<p>1 目標の達成状況の分析</p> <p>目標を達成できた。各省庁が行う公共料金の改定等について、平成22年度はJ T製造たばこの小売定価の変更に伴い関係会議を開催し、省庁間協議を5件行った。また、各省庁が所管する公共料金等について、消費者庁・内閣府消費者委員会の関与の在り方を含めた仕組みの見直しを行い、その結果、従来は値上げの場合に限って協議が行われることとなっていたところ、各省庁において消費者の立場に立った対応が図られているかどうかの確認を徹底する観点から、公共料金を新規設定する場合についても、消費者庁へ協議等を行うように「物価担当官会議申合せ」を改正した。また、「公共料金の内外価格差調査」を実施し、消費者への情報提供を行った。</p> <p>このほか、国民生活安定緊急措置法の施行状況について国会へ報告した。なお、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、各省庁の物価担当官が集まる「物価担当官会議」（3回開催）の場で便乗値上げを防止する観点からも価格動向の調査・監視、国民への情報提供を行っていくことの申合せを行い、また、各省庁と連絡・調整を行ったうえで、消費者庁のウェブページ等を通じて国民への情報提供を行った。</p>
	<p>2 各観点からの検討</p> <p>(1) 必要性 物価の安定は、国民の日常生活に深く関係し、消費者利益の擁護及び増進のために重要である。</p> <p>(2) 効率性 ホームページを活用し、費用を抑えて効率的に物価に関する情報提供を実施。</p> <p>(3) 有効性 各省庁が行う公共料金の改定等について消費者の立場に立った対応が図られているかどうかの確認の徹底。</p>
	<p>3 総合的な評価</p> <p>1に記載のとおり、公共料金の改定等に係る調整を適切に行い、また、各省庁が所管する公共料金等について、公共料金を新規設定する場合についても、消費者庁へ協議等を行うように「物価担当官会議申合せ」を改正するなど物価安定対策を的確に進めることができた。なお、平成23年3月11日に発生した東日本大震災においても、各省庁と連絡・調整を行ったうえで、適切に国民への情報提供を行うことができた。</p>
	<p>4 課題と今後の取組方針</p> <p>改正した「物価担当官会議申合せ」を今後適切に運用する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○消費者庁参与会にて、有識者（参与）の意見を聴取（平成23年9月15日）（意見）以前、物価安定政策会議が設置されていたが、公共料金についてはこれから値上げの方向で動くと思うので、もう一度以前のような政策会議を設けたらいいと思う。</p> <p>⇒（対応方針）物価関係の問題については、「物価問題に関する関係閣僚会議」及び「物価担当官会議」の枠組みで対応しているところ。公共料金についても、当該枠組みにおいて対応していくとともに、消費者庁として所管省庁の認可等に当たり、消費者の意見が適切に反映されているかどうかといったことについて確認していきたい。また、必要であれば、消費者団体等の意見を適切に把握できる会議を設定することも検討したい。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○「公共料金等の新規設定及び変更の取扱いについて」（平成23年3月14日 物価担当官会議申合せ）</p>
---------------------------	---

担当部局名	消費者情報生活課	作成責任者名	物価担当 丸茂 大助	政策評価実施時期	平成23年9月
-------	----------	--------	------------	----------	---------

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-⑨)

施策名	消費者表示対策の推進					
施策の概要	景品表示法、特定電子メール法及び住宅品質確保法に基づく表示等に関する規制・制度を運用することなどにより、一般消費者の利益を確保する。					
達成すべき目標	①景品表示法の厳正運用、普及啓発、公正競争規約制度の運用支援。 ②特定電子メール法の厳正運用等。 ③住宅性能表示制度の普及推進。					
施策の予算額 執行額等	区分	21年度*	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算 (a)	81,120	75,469	126,810	109,643
		補正予算 (b)	-895	0	0	
		繰越し等 (c)	0	0	0	
		合計 (a+b+c)	80,225	75,469	126,810	
執行額 (千円)	38,979	52,142				
施策に関する 内閣の重要政策	名称	年月日	関係部分			
	消費者基本計画 (閣議決定)	平成22年3月30日	施策番号80, 81, 103, 131, 154			

*消費者庁は平成21年9月に設置（平成21年度は7ヶ月間）

測定指標	消費者基本計画該当施策等	測定指標（個々の事業の実績）			23年度以降の目標
	消費者基本計画 施策番号80番 景品表示法を厳正に運用するとともに、必要に応じ同法の執行体制の拡充を図ります。	景品表示法被疑事案処理・行政処分	実績値		
			21年度*	22年度	
			行政処分量		
			12件※	20件	
		平均処理期間			
		110日※	149日		
	年度ごとの目標	景品表示法を厳正に運用する。			
	消費者基本計画 施策番号81番 住宅性能表示制度の普及を推進するとともに、消費者のニーズに対応するため、今後の評価技術の進歩及び普及状況を見定めつつ、評価方法の充実を図ります。	ホームページの活用・住宅性能表示制度パンフレットの配布	施策の進捗状況（実績）		引き続き、住宅性能表示制度の普及を推進する。
			21年度*	22年度	
			消費者庁ホームページに住宅性能表示に関するパンフレット等を掲載	消費者庁ホームページへの住宅性能表示に関するパンフレット等の掲載に加え、消費者団体及び消費生活センターにパンフレットを配布	
			年度ごとの目標	住宅性能表示制度の普及を推進する。	
消費者基本計画 施策番号103番 景品表示法の説明会への講師派遣をするとともに、同法のパンフレットを広く配布することなどを通じ、同法の普及・啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援します。		景品表示法説明会への講師派遣	実績値		
	21年度*		22年度		
	講師派遣回数				
	93回※		92回		
	年度ごとの目標	景品表示法の説明会への講師派遣をするなど、同法の普及・啓発を図るとともに、事業者、事業者団体における法令遵守の取組を支援する。			
消費者基本計画 施策番号131番 不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約（景品表示法第11条に基づく協定又は規約）の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援します。	公正取引協議会の活動への講師派遣	実績値		引き続き、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保するため、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援する。	
		21年度*	22年度		
		講師派遣回数			
		19回※	29回		
	年度ごとの目標	公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用が行われるよう引き続き関連団体等を支援する。			

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-⑨)

		施策の進捗状況（実績）		23年度以降の目標
		21年度*	22年度	
消費者基本計画 施策番号154番 ①「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」について、電気通信に係る技術の水準その他の事情を勘案しつつ、その施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じます。 ②「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用します。	特定電子メール法の施行状況の検討	—	「迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WG」において、今後の迷惑メール対策として必要な措置について検討を実施（3月中に提言（案）を取りまとめる予定だったが、東日本大震災のため、WGの開催を延期）。	「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」を厳正に運用する等、「迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WG」提言を踏まえた措置を講じる。
	年度ごとの目標	総務省と連携し、特定電子メール法の施行状況について検討し、必要な措置を講ずる。		
	特定電子メール法行政処分	施策の進捗状況（実績）		
		21年度*	22年度	
	措置命令件数			
	6件※	7件		
年度ごとの目標	特定電子メール法を厳正に運用する。			

*消費者庁は平成21年9月に設置（平成21年度は7ヶ月間）
 （ただし、平成22年度と比較するため※は平成21年度通年の数字。）

施策に関する 評価結果	1 目標の達成状況の分析 ①景品表示法の運用について、平成22年度は、前年度よりも処理期間は長期化したものの、行政処分（措置命令）件数は増加しており、厳正な景品表示法の運用が行われた。また、前年度に引き続き、景品表示法説明会に講師派遣を行い、景品表示法の普及・啓発を実施するとともに、公正取引協議会の活動への講師派遣も行き、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用を促進する取組を実施した。 ②特定電子メール法について、平成22年度も、前年度と同程度の件数の行政処分を行い、引き続き厳正な執行が行われた。また、「迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WG」において、今後の迷惑メール対策として必要な措置について検討を行った。 ③住宅性能表示制度について、ホームページにおける情報提供を行うとともに、平成22年度は、パンフレットを消費者団体等に配布することにより、広く同制度の普及活動が行われた。
	2 各観点からの検討 (1) 必要性 ①景品表示法の運用について、消費者が適正な選択を行える意思決定環境を創出・確保する観点から、商品又はサービスの品質等の内容や価格等の取引条件について誤認を与えることにより消費者の適正な選択を妨げる不当な表示に対して、景品表示法に基づいて厳正に対処することは必要不可欠である。また、景品表示法の普及・啓発を図り、事業者における法令遵守の取組を支援することは、同法違反行為の未然防止を図る観点から必要不可欠である。さらに、不当な表示や過大な景品類は、短期間のうちに、その内容がエスカレートし、際限なく広がっていくおそれを有している。このような不当な表示等を効果的に規制するためには、規制当局の限られたリソースだけでは困難であるところ、業界自らが自主的かつ積極的に守るべきルールとして定めた公正競争規約が積極的に活用され、円滑な運用が行われるように関連団体等を支援することは景品表示法違反行為の未然防止等の観点からも必要不可欠である。 ②特定電子メール法について、いわゆる「迷惑メール」の送信等による電子メールの送受信上の支障を防止し、電子メールの利用についての良好な環境の整備を図ることは、消費者利益確保の観点から、必要不可欠である。 ③住宅性能表示制度を普及を推進することは、住宅の品質を確保し、住宅を購入する消費者の利益を保護するために、必要不可欠である。
	(2) 効率性 ①景品表示法の運用について、措置命令を行った案件の処理期間については、措置命令件数が前年度より増加している状況の下、平成22年度は平均149日間と前年度に比して長期化した。一方、事件調査を担当する職員一人当たりの措置命令（消費者庁創設前においては排除命令）を行った件数は、平成21年度は0.4件であったのに対し、平成22年度は0.7件となっており、平成22年度においては、前年度に比して効率的な景品表示法違反事件処理が行われた。
(3) 有効性 ①景品表示法の運用について、前年度より多い20件の措置命令を行う等、景品表示法違反行為に対し厳正に対処し、さらに、食品表示に係る不当表示等、国民生活に広く影響のある、また、一般消費者の関心の高い分野において措置命令を行い、消費者の適正な選択確保に資する有効な法執行が行われた。 ・また、景品表示法に係る事業者等からの相談に対応することで、事業者等における景品表示法の遵守に有効な支援が行われた。 ・さらに、公正競争規約の所要の変更につき公正取引協議会から相談を受け認定を行ったこと、消費者庁の規約担当職員が、日常の業務において各公正取引協議会の担当者との連絡を取り合い、規約の適正な運用等について必要な助言等を行ったことにより、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用が有効に促進された。 ②特定電子メール法について、平成22年度中、7件の措置命令を行うなど厳正に対処しており、電子メールの利用に係る良好な環境の整備に資する有効な法執行が行われた。 ③住宅性能表示制度について、平成22年度は、従来の消費者庁ホームページへの掲載に加えて、新たに消費者団体及び消費生活センターにパンフレットを配布することで、一般消費者に対するより有効な普及・促進が図られた。	

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-⑨)

	<p>3 総合的な評価</p> <p>①景品表示法の執行について、措置命令件数が増加している一方、事件調査を担当する職員一人当たりの措置命令件数も増加しており、厳正且つ効率的な執行が行われたといえる。また、景品表示法説明会への講師派遣や事業者等からの相談への対応により、景品表示法の普及・啓発が図られた。さらに、公正取引協議会の活動への講師派遣などにより、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用の促進が図られた。</p> <p>②特定電子メール法について、措置命令件数は増加しており、厳正な執行が行われた。また、今後の迷惑メール対策として必要な措置について検討が行われた。</p> <p>③住宅性能表示制度について、パンフレットの一般消費者向け（消費者団体・消費生活センター）の配布により、昨年度に比して、より広く一般消費者に向けた同制度の普及活動が行われた。</p>
	<p>4 課題と今後の取組方針</p> <p>①景品表示法の執行について、引き続き、厳正な運用を行っていく。処理期間が長期化しているところ、違反事件を処理するための体制整備等を含めた取組を行っていく。また、引き続き、景品表示法の普及・啓発、及び公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用の促進に係る取組を実施していく。</p> <p>②特定電子メール法について、引き続き、厳正な運用を行っていく。また、今後の迷惑メール対策として必要な措置について、「迷惑メールへの対応の在り方に関する検討WG」提言を踏まえた措置を講じていく。</p> <p>③住宅性能表示制度について、引き続き、一般消費者に対する普及・推進のための取組を行っていく。</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○消費者庁参与会にて、有識者（参与）の意見を聴取（平成23年9月15日）（意見）権限を地方に移譲するなどして景品表示法の執行を機動的に行えないか。 ⇒（対応方針）現在、景品表示法に係る権限を都道府県に付与する方向で検討中。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>—</p>
----------------------------------	----------

<p>担当部局名</p>	<p>表示対策課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総括担当 佐藤 佑美子</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成23年9月</p>
--------------	--------------	---------------	--------------------	-----------------	----------------

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-⑩)

施策名	食品表示対策の推進					
施策の概要	食品表示の適正化を図るため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「JAS法」という。）、食品衛生法、健康増進法等に基づく食品の表示基準を的確に企画及び運用するとともに、表示違反に対して関係省庁や地方公共団体と連携しつつ厳正に対処する。					
達成すべき目標	食品表示に関する表示基準等を的確に企画及び運用するとともに、表示違反に対して関係省庁や地方公共団体と連携しつつ厳正に対処することにより、消費者利益の擁護と増進を図る。					
施策の予算額 執行額等	区分	21年度*	22年度	23年度	24年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算 (a)	233,995	199,977	269,215	216,658
		補正予算 (b)	0	-5,000	0	
		繰越し等 (c)	0	0	0	
		合計 (a+b+c)	233,995	194,977	269,215	
執行額 (千円)		24,898	117,795			
施策に関する 内閣の重要政策	名称	年月日	関係部分 (抜粋)			
	消費者基本計画 (閣議決定)	平成22年3月30日	施策番号69, 70, 71, 73, 74, 75, 76, 79			
	食料・農業・農村基本計画 (閣議決定)	平成22年3月30日	米穀等以外の飲料品についてのトレーサビリティ制度の検討等に加え、消費者にとって分かりやすい食品表示の在り方について検討を進めるとともに、加工食品における原料原産地表示の義務づけを着実に拡大する。			

*消費者庁は平成21年9月に設置（平成21年度は7ヶ月間）

	消費者基本計画該当施策等	測定指標 (個々の事業の実績)			
		消費者基本計画 施策番号69番 食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を统一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点等を把握し、検討します。	統一的な解釈・運用の取組、現行制度の課題把握	施策の進捗状況 (実績)	23年度以降の目標
				21年度*	22年度
	年度ごとの目標	-	①統一的な解釈・運用の推進 ②現行制度の課題把握 ③効果的な執行体制の在り方 ④一元的な法体系の在り方を議論		
		消費者基本計画 施策番号70番 食料・農業・農村基本計画 加工食品における原材料の原産地表示の義務付けを拡大します。	加工食品の原料原産地表示の義務付けの拡大の検討	施策の進捗状況 (実績)	23年度以降の目標
				21年度*	22年度
年度ごとの目標	-	原料原産地表示の義務対象品目の追加（「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」）（3月） 平成21年度の検討結果を踏まえ、原料原産地表示の対象品目の拡大を検討する。			

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-⑩)

測定指標	消費者基本計画 施策番号71番	施策の進捗状況（実績）		23年度以降の目標		
		21年度*	22年度			
	「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米・米加工品について平成23年7月に施行される原料米の産地情報の伝達制度の定着を図ります。	米穀事業者に対する説明会等周知活動	—	・米トレサ法に対応するための相談体制の確立 ・7月の施行に伴う機構定員の要求	効果的な執行体制を議論し、整理を行う。また、効果的な執行を着実に推進する。	
		年度ごとの目標	—	継続的に実施		
	消費者基本計画 施策番号73番	トランス脂肪酸等の脂質を始めとする、栄養成分の表示の在り方について、検討を進めます。	トランス脂肪酸の表示に向けた今後の取組、栄養成分の表示の在り方の検討	・トランス脂肪酸に係る情報の収集・提供に関する関係省庁等担当課長会議を開催（3回開催）。 ・「トランス脂肪酸の表示に向けた今後の取組について」を公表（3月）。	・トランス脂肪酸のファクトシートの作成・公表（9月） ・「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」の取りまとめ及び公表（2月） ・栄養成分表示検討会の開催（3回開催）	平成23年夏頃を目途に栄養成分表示検討会の報告書を取りまとめる。報告書において法制上の措置が必要となった場合には、食品表示に関する一元的な法律に盛り込んでいく。
			年度ごとの目標	—	トランス脂肪酸を含め栄養成分の表示の在り方を検討する。	
	消費者基本計画 施策番号74番	食品の期限表示の更なる周知徹底を図るとともに、設定根拠の明確化などの制度回線等について検討を行います。	食品の期限表示についての周知、運用改善の実施	—	・食品の期限表示に関する意見募集結果の公表（7月） ・「食品の期限表示に関する意見交換会」の実施（9月）	平成22年度の検討結果を踏まえ、引き続き検討する。
			年度ごとの目標	—	意見募集の結果を踏まえ、運用改善を実施する。	
	消費者基本計画 施策番号75番	遺伝子組換え食品の表示義務の拡大や食品添加物の表示の在り方について、国際的な対応状況を踏まえ、諸外国とも情報交換し、十分な研究を行い、検討します。	諸外国の制度や日本国における流通実態などの調査	—	諸外国の制度や我が国の流通実態等の調査	遺伝子組換え食品や食品添加物の表示の在り方を検討する。
			年度ごとの目標	—	諸外国の制度や我が国の流通実態等を調査する。	
	消費者基本計画 施策番号76番	「健康食品の表示に関する検討会」において、①特定保健用食品等健康増進法に基づく特別用途食品の表示制度の在り方、②健康食品の表示の適正化を図るための表示基準及び執行の在り方等について論点整理を行い、消費者委員会へ報告し、その意見を踏まえ、所要の措置を講じます。	健康食品の表示に係る諸課題への対応	・エコナ関連製品に関する関係省庁等担当課長会議の開催（10月） ・「食品SOS対応プロジェクト-エコナを例にして-」の報告書の取りまとめ及び公表（10月） ・「健康食品の表示に関する検討会」の開催（7回）	「健康食品の表示に関する検討会」の開催（4回）、論点整理の取りまとめ（7月）及び内閣府消費者委員会への報告（8月）	特定保健用食品の広告を含む表示に係る考え方の明確化や健康食品の虚偽誇大広告等への厳正な対処等の措置を講じる。
			インターネットにおける健康食品等の虚偽・誇大表示に対する監視	施策の進捗状況（実績）		
				21年度*	22年度	
			年度ごとの目標	—	1回 要請547件	

平成22年度政策評価書

(消費者庁22-⑩)

消費者基本計画 施策番号79番 食品表示について、消費生活センター、都道府県警察、地方農政局等の地域の関係機関の連携促進・情報共有を支援することにより、関係法令の効果的な執行を図ります。	厳正な執行の検討	施策の進捗状況（実績）		23年度以降の目標 引き続き、効果的な執行を着実に実施する。
		21年度*	22年度	
	疑義情報の処理	実績値		
		21年度*	22年度	
年度ごとの目標	所管法令の厳正な執行			

*消費者庁は平成21年9月に設置（平成21年度は7ヶ月間）

施策に関する 評価結果	<p>1 目標の達成状況の分析 消費者基本計画に基づく各種施策については、年度内の目標を意識し工程管理に注意しながら業務を進めたため、平成22年度の目標をほぼ達成することができたと考えている。</p>
	<p>2 各観点からの検討</p> <p>(1) 必要性 食品の表示は、消費者が食品を選択する際の重要な判断材料であり、適正な表示がなされることが消費者利益の確保のために不可欠である。 このため、消費者利益の擁護と増進を図るためには、JAS法、食品衛生法、健康増進法に関連する表示基準等を的確に企画・運用し、さらにはこれらの法令の違反行為に対して厳正に対処を行う必要がある。</p> <p>(2) 効率性 外注できるものについてはできる限り外注を行うなどして、効率的な業務推進を図った。</p> <p>(3) 有効性 加工食品における原料原産地の表示の拡大、健康食品の表示に関する検討、栄養成分の義務化に向けた検討など各種施策に対応することにより、食品表示制度の効果的な推進を行うことができたと考えられる。</p> <p>(4) 公平性 表示基準の検討に当たっては、パブリック・コメントや意見交換会等を大いに活用し、消費者や事業者等からの幅広い意見聴取に努めた。</p> <p>(5) 優先性 加工食品における原料原産地の表示の拡大、健康食品の表示に関する検討、栄養成分の義務化に向けた検討など、早急な対応を要する喫緊の課題の検討を優先的に進めた。</p> <p>(6) 関係課室間の連携 執行業務に当たっては、関係省庁や庁内関係部署との連絡調整を積極的に行い、効果的・効率的な執行を図った。また、食品表示連絡会議を開催するなどして、関係省庁との情報交換を行った。 一方、複数の法令が適用される事案等もあることから、他機関・部署との連携を含め、これら執行業務を専門に指揮・監督する管理職クラスが必要である。</p> <p>(7) 政策評価の政策への反映 一部の施策については、平成22年度中に措置予定としていたものが措置できなかったことから、平成23年度中の早い時期に措置できるよう、一層の工程管理に努めることとする。</p>
	<p>3 総合的な評価 平成22年度業務については、概ね基本計画のスケジュールどおりに進めることができたので、平成23年度以降においても、引き続き、適切な業務管理の上、食品表示の一元化などの課題について推進してまいりたい。 一方、執行業務においては、複数の法令が適用される事案がみられ、関係機関・部署が適切に連携しつつ、効果的に処理する必要がある。</p>
	<p>4 課題と今後の取組方針 施策番号69について、早い段階で食品表示一元化法の法案提出に向けた具体的なスケジュールを示すとともに、そのための検討体制を整えるとともに、関係省庁との適切な情報共有に努める。 本政策評価等を踏まえ、平成24年度において、食品表示一元化に関する調査に係る予算や執行体制の強化に向けた機構定員を要求する予定。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	○消費者庁参与会にて、有識者（参与）の意見を聴取（平成23年9月15日） （意見）食品表示一元化で各省庁との協力体制の構築が重要。 ⇒（対応方針）主に、農林水産省と厚生労働省とは密の情報交換を行いながら業務を進めているところであり、今後も適切な情報共有に努めたい。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	食品表示課	作成責任者名	総括担当 叶 拓斗	政策評価実施時期	平成23年9月
-------	-------	--------	-----------	----------	---------